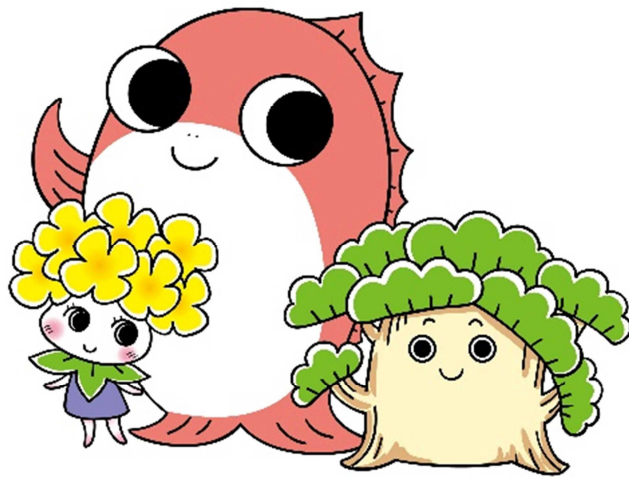


【第2期】

鴨川市

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

鴨川市



## はじめに

我が国における少子化の進行は、社会の活力の低下ばかりではなく、将来の社会保障をはじめとする社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、少子化の進行ばかりでなく、核家族化の増加や経済の低成長、地域社会における連帯感の希薄化により子どもたちや家族を取り巻く子育て環境も大きく変化しています。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備することが重要となっています。

本市においては、これまで「第1期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを産み、育てられる鴨川をめざし、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この「第1期計画」での成果や方針を継承しつつ、『ささえあい、安心して子どもを生き育て、みんなの笑顔を育むまちづくり』を基本理念に、「第2期計画」を策定いたしました。子育てにつきましては、少子化や核家族化が進む中、家庭の中だけの子育てには限界があり、地域全体で地域の子を見守り、育てていくことが必要となってきています。そのため、市民の皆様一人ひとりをはじめ、地域や企業、そしてNPO、ボランティア、子育てグループ等が鴨川市全体として、支え合いの中で子育てを応援していくことが求められています。

今後は、「第2期計画」に盛り込まれた施策を具現化すべく、官民協働による施設整備や多種多様な事業の実施を図るとともに、地域全体で子育てを支えるという仕組みと環境整備、そして意識の醸成を市民の皆様のご協力を得ながら推進してまいります。

結びに、「子育て支援についてのアンケート調査」にご協力をいただいた保護者の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「鴨川市子ども・子育て会議」の委員の皆様方の他、関係機関、市民の皆様にご心からお礼申し上げます。



令和2年3月

鴨川市長

亀田 郁夫

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景・目的.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 鴨川市の子ども・子育て環境の現状.....	4
1 人口・人口推計.....	4
2 世帯状況.....	8
3 女性の就労状況.....	9
4 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校の状況.....	10
5 主な子育て支援事業の状況.....	12
6 アンケート調査.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	27
3 施策の体系.....	28
第4章 具体的施策の展開.....	30
基本施策1 就学前の親子への支援.....	30
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	30
2 教育・保育サービスの充実.....	32
3 身近な地域での子育て支援の充実.....	34
基本施策2 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくり.....	36
1 子どもの心身の健康づくり.....	36
2 子どもの居場所・体験機会の提供.....	38
3 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進.....	40
基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援.....	42
1 障害のある子どもへの支援の充実.....	42
2 児童虐待・DV等への対応.....	44
基本施策4 安心して子育てできる環境づくり.....	46
1 安心して子育てできる地域環境の整備.....	46
2 仕事と子育ての両立支援.....	47
3 多様な子育て家庭への経済的支援.....	49

第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	50
1 教育・保育提供区域の設定.....	50
2 量の見込みの算出対象と子ども・子育て支援制度の全体像.....	51
3 教育・保育の見込み量及び確保方策等.....	52
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等.....	54
第6章 計画の推進.....	62
1 計画の推進体制.....	62
2 計画の進行管理.....	63
資料編.....	64
1 策定の経過.....	64
2 鴨川市附属機関設置条例(子ども・子育て会議設置に係る部分のみ抜粋).....	65
3 鴨川市子ども・子育て会議委員名簿.....	67



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景・目的

近年、我が国においては、少子高齢社会が本格化し、核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進む中で、子どもや子育てを取り巻く環境が著しく変化しています。これに伴い、子育てにおける父母の負担が増加し、育児不安やストレス、児童虐待などの問題が発生しています。また、女性の就業率が高まる一方で、共働き家庭が増加しつつも、仕事と子育ての両立の困難さから、出産に伴う女性の就労継続も厳しい状況にあります。

このような状況の中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立・公布されました。子ども・子育て関連3法に基づき平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的かつ効率的に推進することとされています。新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と、小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されたほか、地域子育て支援拠点事業など13の地域子ども・子育て支援事業が位置づけられました。

全国的に各種子育て支援策が充実する一方、児童虐待の事例はさらに増加しており、子どもの権利が保障される環境づくりについて、社会全体が認識を新たにしなければならない局面が来ています。これに対し、国は児童福祉法の改正を行っており、平成28年には児童が権利の主体であることをあらためて明確にし、平成31年には親権者などによるしつけ名目の体罰禁止や児童相談所の体制強化を位置づけています。

鴨川市においては、平成27年3月に「第1期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画という。）を策定し、令和元年度までを計画期間として、全ての子どもと家庭を対象とした子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。この5年間において、認定こども園への移行などにより、これまで以上に子育てをしやすい環境が整う一方、母親の就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの増加、子育てに対して否定的な気持ちを持つ保護者が一定数存在するなど、引き続き子育て世代への様々な支援が求められていると考えられます。

こうした現状を踏まえ、「第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という。）を策定することとし、第2期計画は、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点を継承し、上記の社会環境の変化を踏まえ、鴨川市の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として策定します。

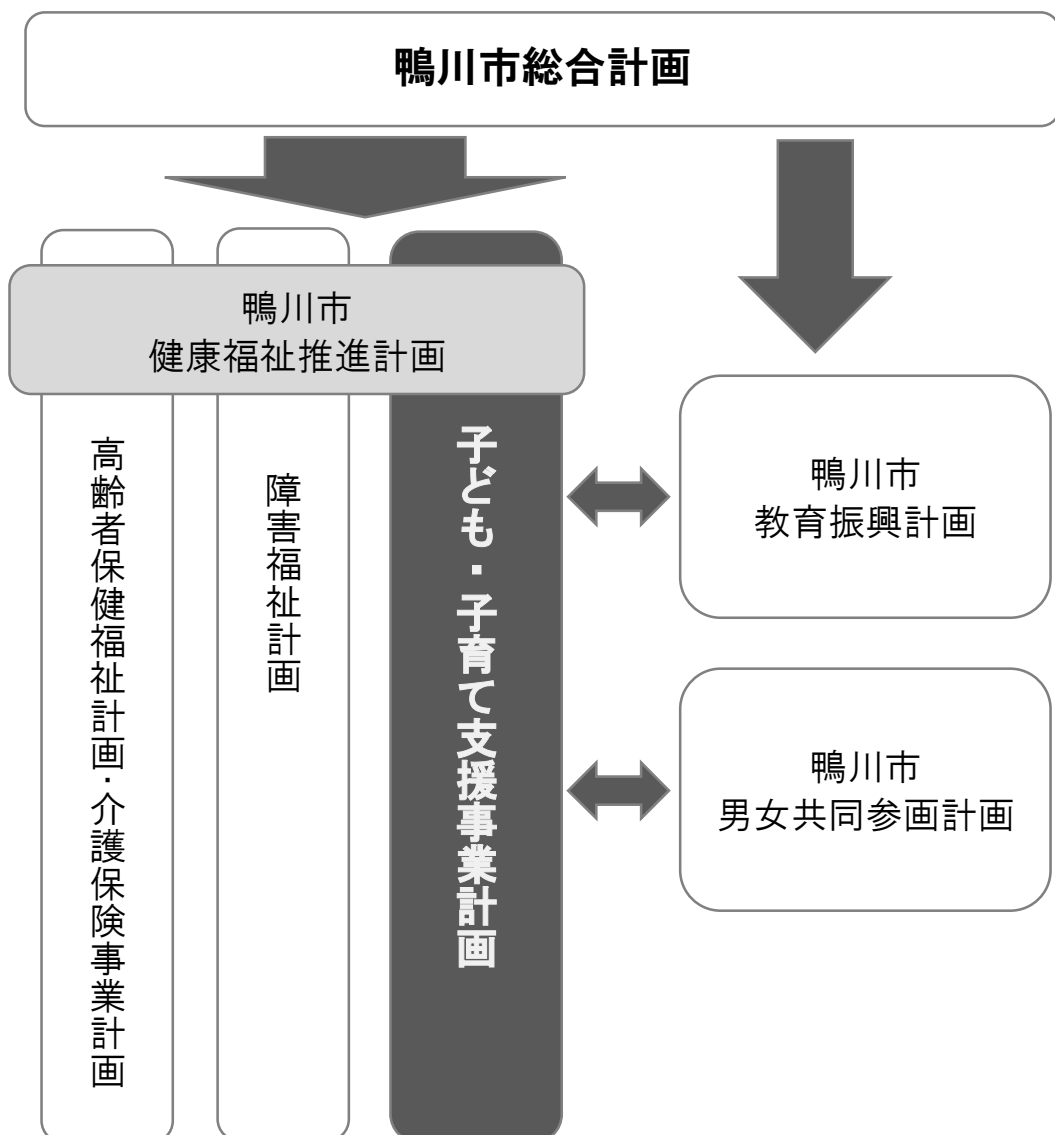
## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定したもので、鴨川市総合計画を上位計画とし、鴨川市健康福祉推進計画、鴨川市教育振興計画、鴨川市障害福祉計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく「鴨川・子育て・未来プラン(鴨川市次世代育成支援地域行動計画)」を引き継ぐ計画としています。

本計画の策定にあたっては、市民、関係団体、有識者、行政からなる鴨川市子ども・子育て会議で検討を重ねるとともに、策定に先立って実施した「鴨川市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」等の結果を反映しました。

### ■関連計画の位置づけ





### 3 計画の期間

本計画の計画期間を、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

#### ■計画期間

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
<b>【第1期】</b>					<b>【第2期】</b>				
鴨川市子ども・子育て支援事業計画					鴨川市子ども・子育て支援事業計画				
		(必要に応じて) 中間見直し		第2期計画策定			(必要に応じて) 中間見直し		第3期計画策定

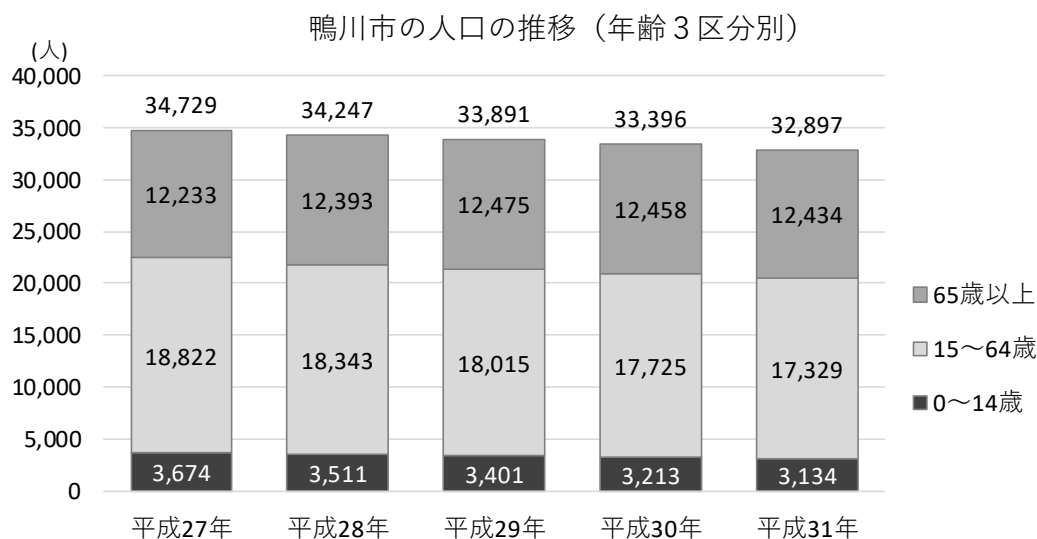
# 第2章 鴨川市の子ども・子育て環境の現状

## 1 人口・人口推計

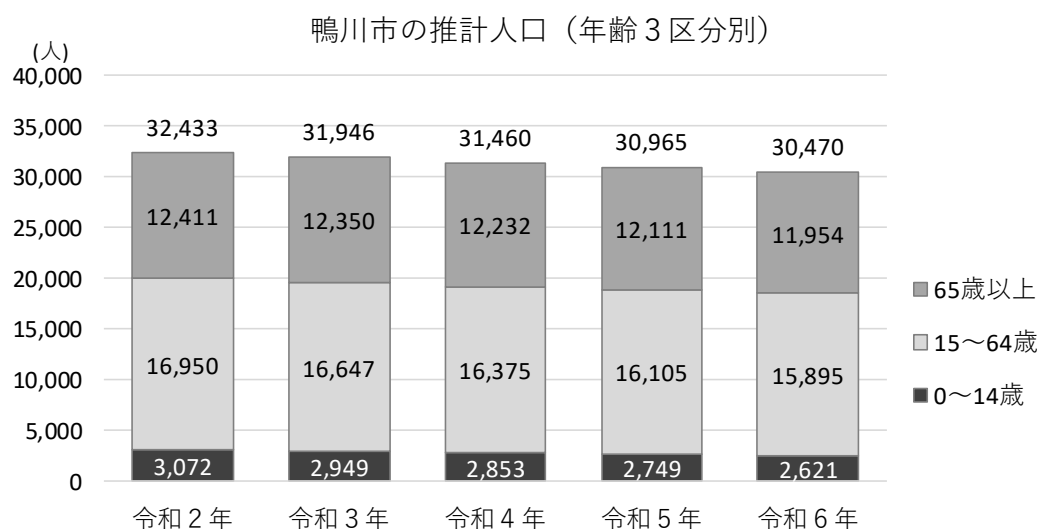
### (1) 総人口の推移と推計人口

市の総人口は減少傾向にあり、平成27年から平成31年にかけて、ほぼ毎年500人弱の人口減となっています。今後もこの傾向が続くものと考えられ、平成31年の32,897人から、令和6年には30,470人まで減少すると推計されます。

年齢3区分別の人口は、年少人口、生産年齢人口はこの5年間とこれからの5年間ともに減少することが想定され、高齢者人口も平成29年をピークに減少していくと想定されます。



資料：住民基本台帳

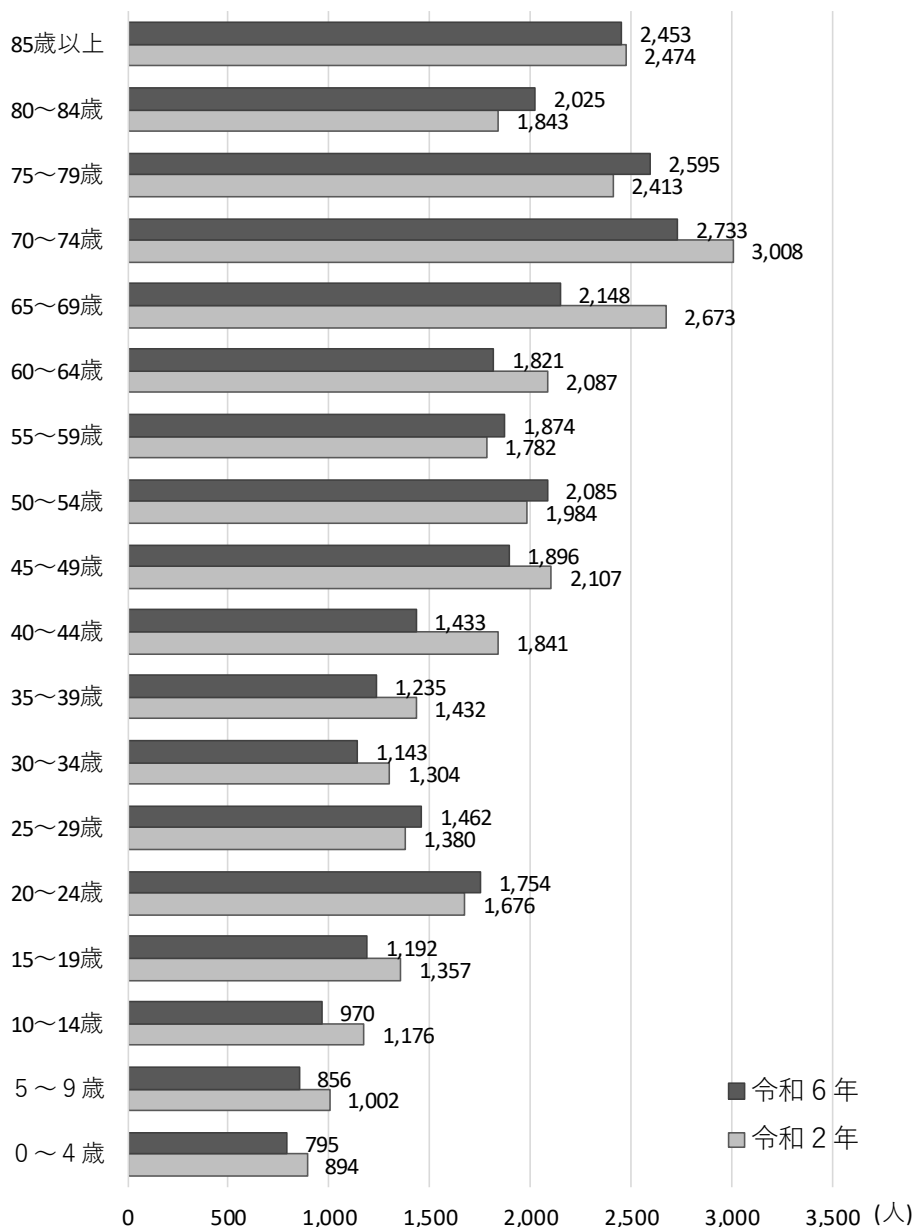


資料：コーホート変化率法により算出

## (2)5歳階級別の人口構成

5歳階級別の人口構成をみると、令和2年から令和6年にかけて、子どもの出生に関わりの大きい30歳から44歳の各年齢層で人口の大幅な減少が予想され、このことがこの期間の児童数の減少につながっていくと考えられます。

5歳階級別人口の推計

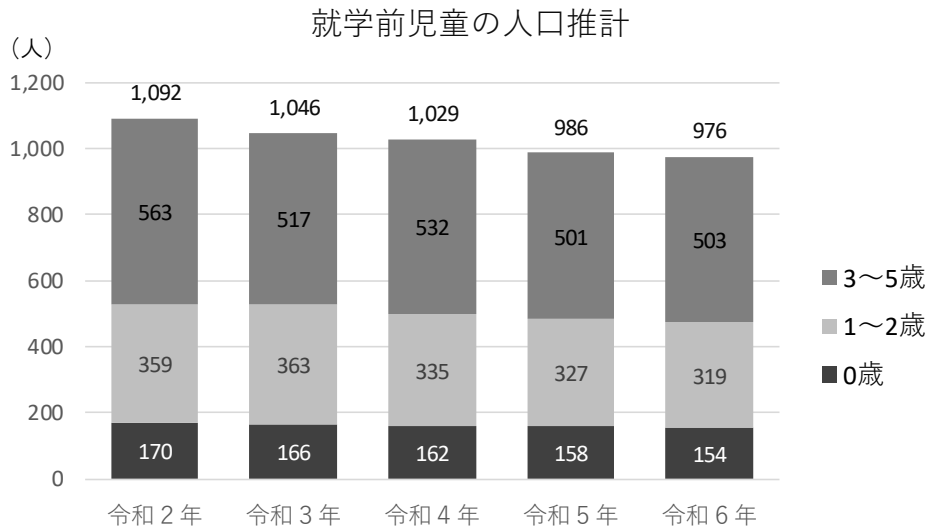


資料：コーホート変化率法により算出

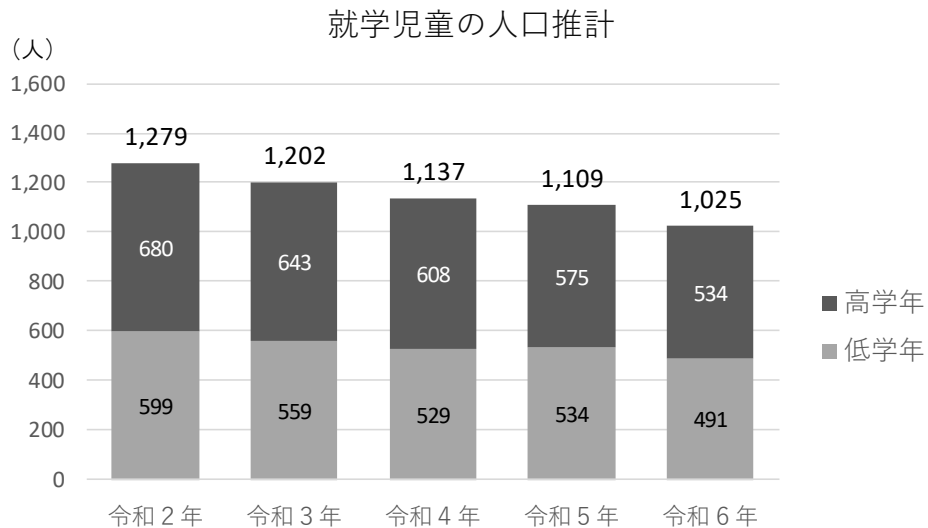
### (3) 児童人口の推計

令和2年から令和6年にかけて、市の0～5歳人口は116人程度の減少が予想されます。

就学児童については、低学年(6～8歳)で108人程度、高学年(9～11歳)で146人程度の減少が予想されます。



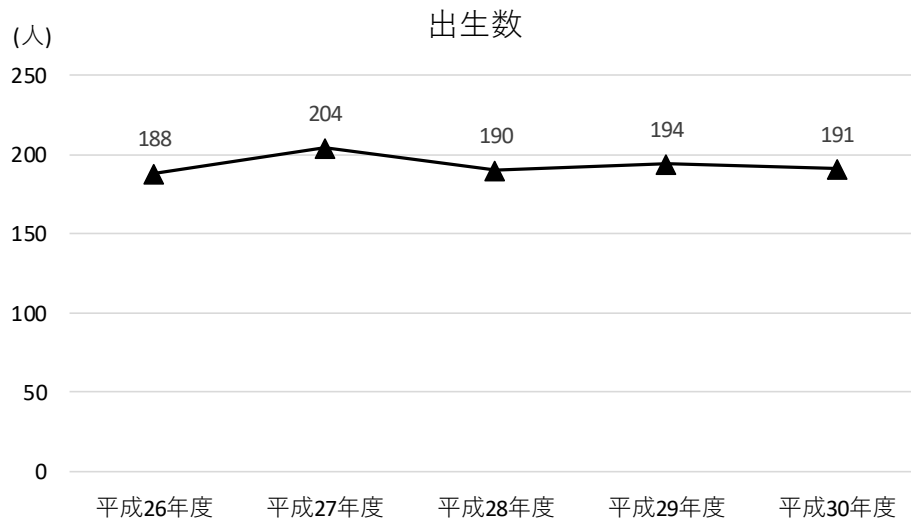
資料: コーホート変化率法により算出



資料: コーホート変化率法により算出

#### (4) 出生数の推移

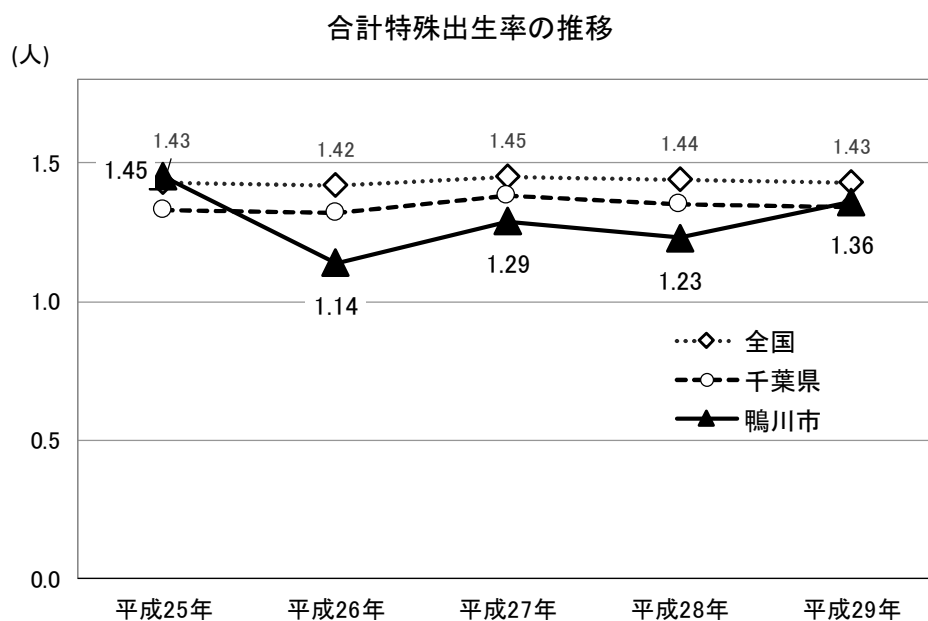
市の出生数は、平成30年度は191人で、この5年間ではほぼ横ばいの状態となっています。



資料: 鴨川市健康推進課

#### (5) 合計特殊出生率の推移

市の合計特殊出生率は、年による増減が大きくなっていますが、平成26年～28年は県平均及び全国平均を下回っています。

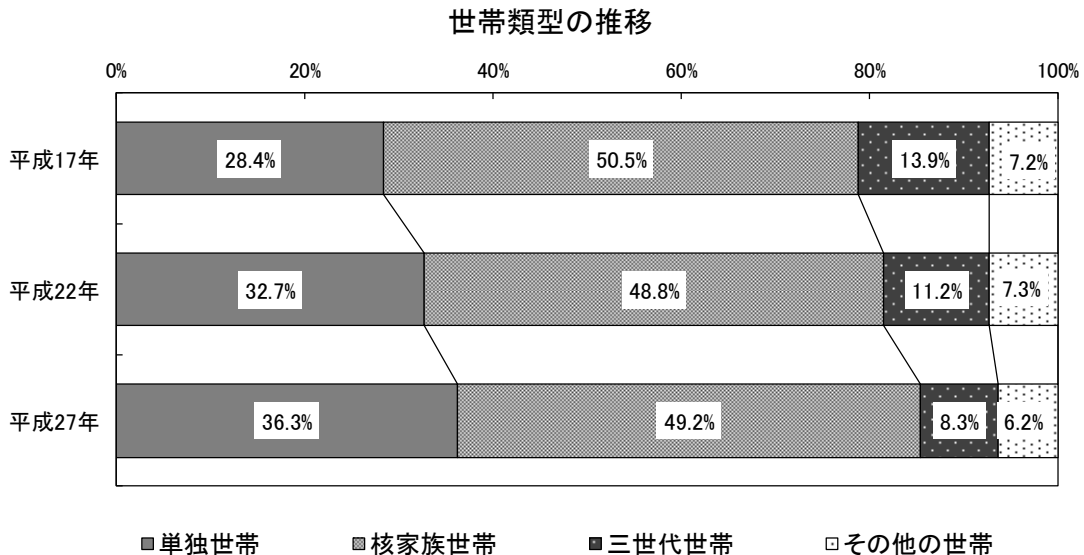


資料: 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

## 2 世帯状況

### (1)世帯類型の推移

国勢調査から世帯類型ごとの割合の推移をみると、市では単独世帯が増加するとともに、三世帯世帯が減少していることが分かります。核家族世帯は横ばいとなっています。



資料：国勢調査

### (2)ひとり親世帯の状況

市のひとり親世帯は、国勢調査によれば、平成17年から平成27年にかけて33世帯減少しています。父子家庭は平成22年から27年にかけて微増し、母子家庭は平成22年から27年にかけて減少しています。

#### ■ひとり親世帯数の推移(18歳未満の子どもがいる世帯)

資料：国勢調査

	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯	26世帯	17世帯	19世帯
母子世帯	150世帯	153世帯	124世帯
合計	176世帯	170世帯	143世帯

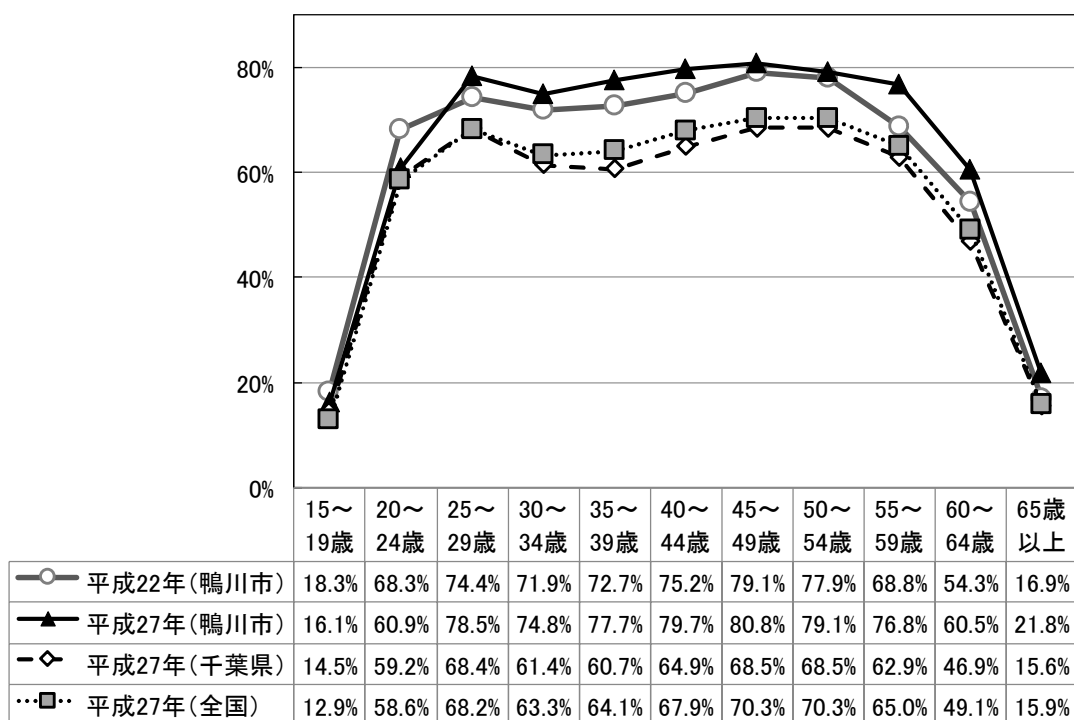
### 3 女性の就労状況

#### (1) 女性の年齢階級別就業率

市の女性の年齢階級別就業率をみると、20代前半から40代後半の年代において、平成22年よりも平成27年の方が、就業率が高くなっています。これは子育て世代であっても働き続ける女性が増えているためと考えられます。

また市の女性の就業率は、千葉県平均及び全国平均よりも高くなっています。

女性の年齢階級別就業率の比較

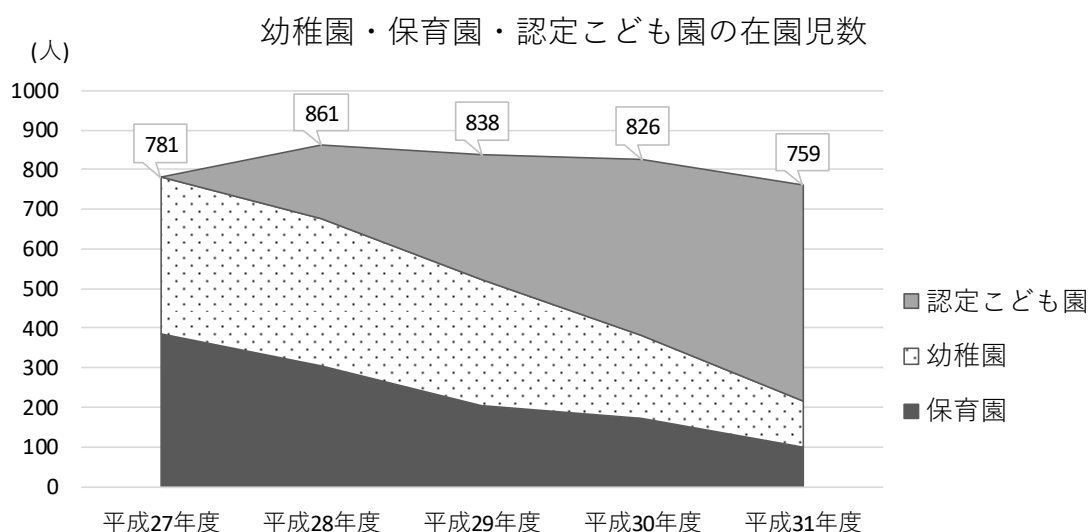


資料：国勢調査

## 4 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校の状況

### (1) 幼稚園・保育園・認定こども園の状況

平成 31 年4月現在、市内には、幼稚園が3園(全て公立)、保育園が3園(全て公立)、認定こども園が4園(公立 3 園、私立1園)あります。令和元年5月1日現在、759 人の児童が在籍しています。子どもの人口の減少とともに、平成 28 年以降は幼稚園・保育園・認定こども園を合計した園児数は減少傾向にあります。また、認定こども園への移行に伴い、幼稚園と保育園の園児数は徐々に減少し、認定こども園の園児数が増加する結果となっています。

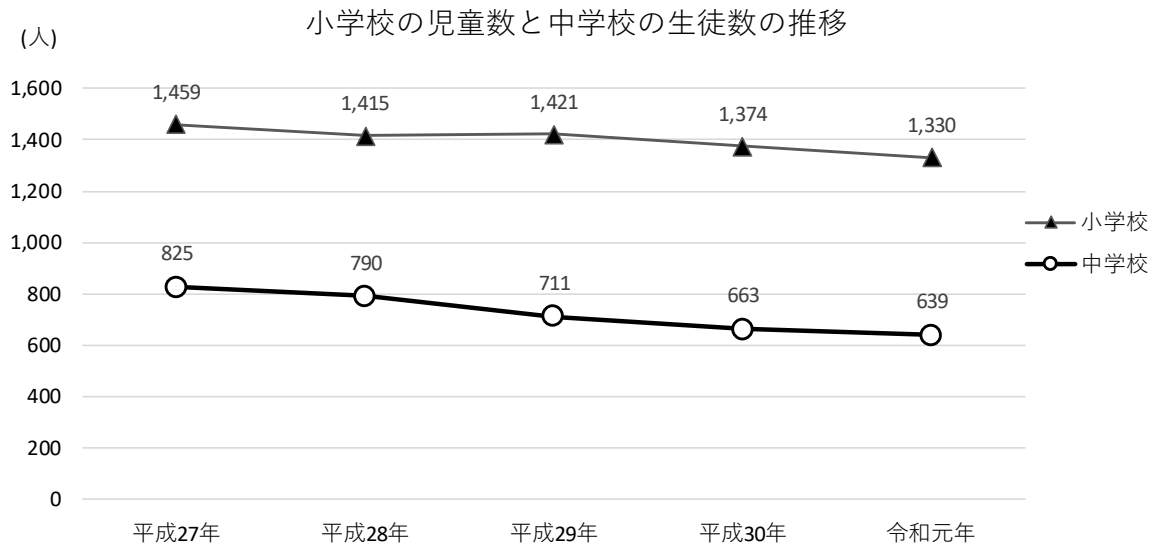


	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
認定こども園		183 人	317 人	444 人	541 人
幼稚園	394 人	375 人	319 人	212 人	120 人
保育園	387 人	303 人	202 人	170 人	98 人
合計	781 人	861 人	838 人	826 人	759 人



## (2)小中学校の状況

平成31年4月現在、市内には小学校が7校、中学校が3校あります。令和元年5月1日現在、小学校児童は1,330人、中学校生徒は639人が在籍しており、小学校児童及び中学校生徒は減少傾向で推移しています。

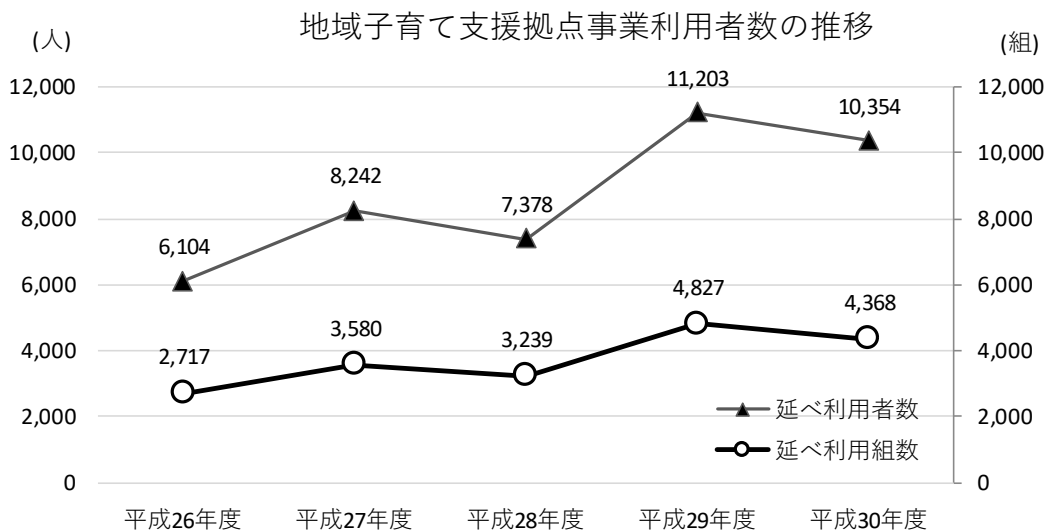


## 5 主な子育て支援事業の状況

### (1) 子育て支援室(地域子育て支援拠点事業)

市の子育て支援室は、3歳児までのお子さんを対象に親子が気軽に集い、相互交流や子育てについて相談できる場です。平成28年までは地域子育て支援センターとして市内1か所と同じ役割を担ってきましたが、平成29年から、現在の子育て支援室へと移行し、市内4か所(長狭子育て支援室、江見子育て支援室、天津小湊子育て支援室、OURS子育て支援室)で開設されています。

延べ利用者数及び延べ利用組数の推移をみると、平成29年以降大幅に増加しており、複数か所での開設が利用者増につながっていると考えられます。



※平成28年度までは子育て総合支援センターの利用者数

### (2) 障害児親子通所支援センター

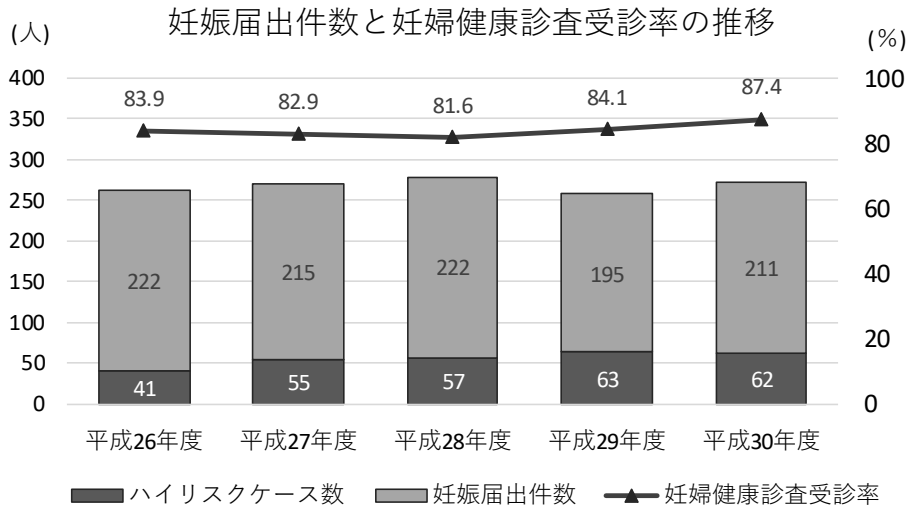
障害児親子通所支援センターでは、心身の発達に関する相談・助言、障害の特性に応じた指導に必要な支援を実施しています。

■利用者数(対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日)

事業者名	乳幼児数	保護者数	計
障害児親子通所支援センター	延べ423人 開設日数135日	延べ423人	846人

### (3) 妊婦健康診査の状況

妊婦に対して、妊娠届出時に「医療機関委託妊婦健康診査受診票」を交付し、14回の健診の費用の一部を助成しており、受診率は良好といえます。妊娠届出時に把握している、ハイリスクケース(支援を必要とするケース)は徐々に増加してきています。



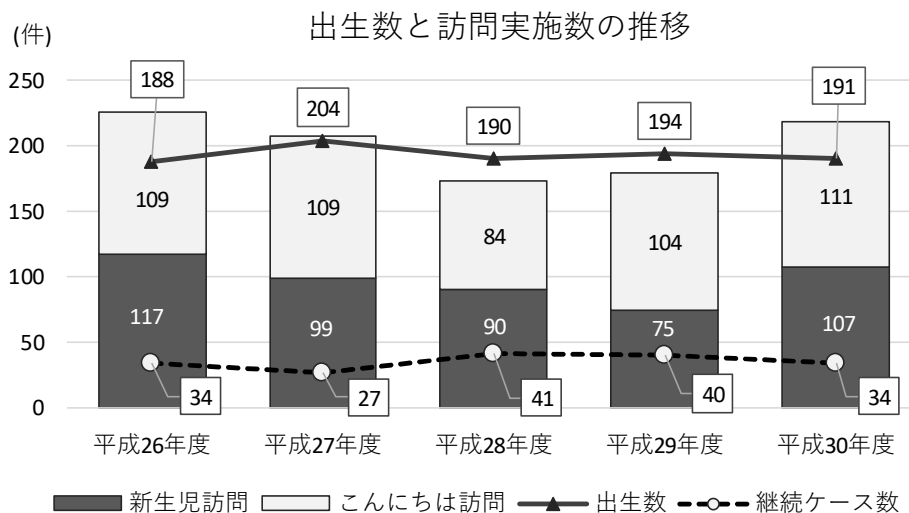
### (4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)

こんには赤ちゃん訪問事業には新生児訪問指導も含まれ、出生数に対するその訪問実施数は、ほぼ100%対応しています。訪問実施数のうち、継続支援を必要とするケースは横ばいで推移しています。

#### ■平成30年度訪問実績

出生数	保健師訪問	主任児童委員訪問	電話・面接対応
191件	197件	21件	14件

資料:健康推進課



### (5)ファミリー・サポート・センター事業

市では、生後6か月以上小学校6年生以下の子どもを対象としてファミリー・サポート・センター事業を実施しています。提供会員数は横ばいのままですが、依頼会員数は平成 29 年度から大きく減少し、利用延べ件数も近年は非常に少なくなっています。

#### ■ファミリー・サポート・センター事業の状況

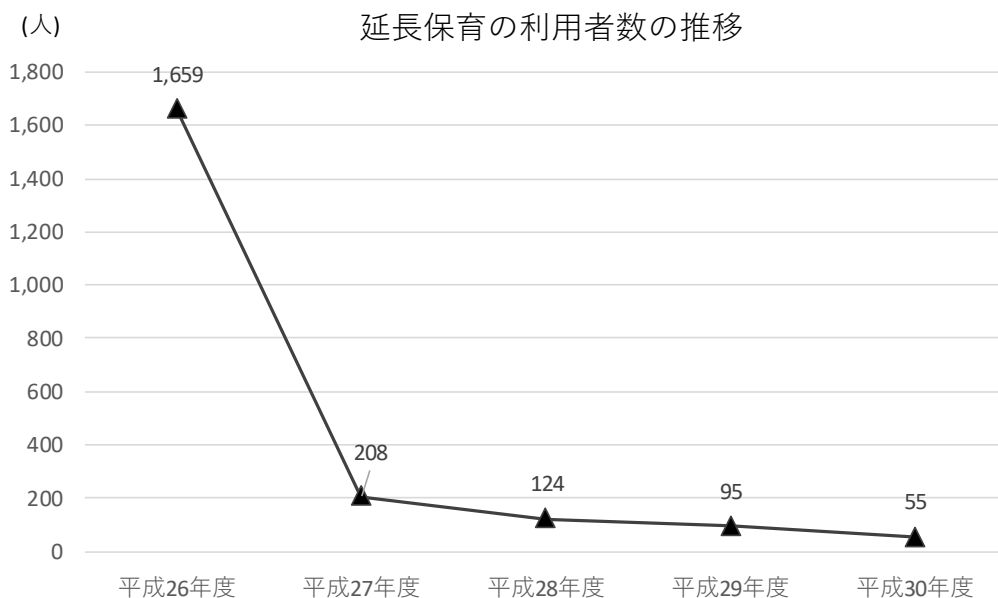
(単位:人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員数	45	45	44	30	31
提供会員数	12	14	15	14	14
両方会員数	6	4	2	2	2
利用延べ件数	14	7	1	2	1

資料:子ども支援課

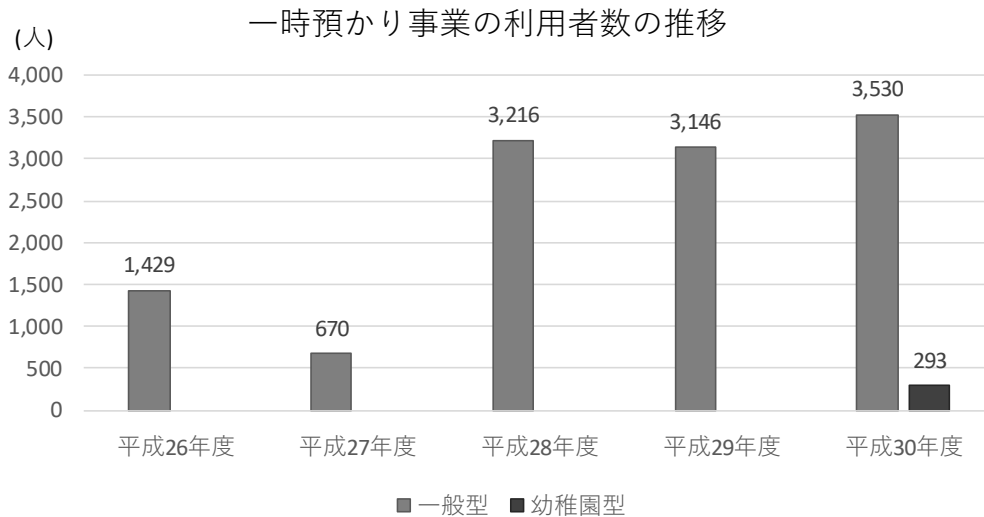
### (6)保育園の時間延長保育

保護者の勤務時間や通勤時間等の関係で、正規の保育時間内の送迎ができない方のために、市内8か所の保育園・認定こども園で時間延長保育を実施しています。平成 27 年度から利用者数が大きく減少している理由として、平成 26 年度までは通常保育が最大8時間であったのが、子ども・子育て支援新制度が始まったことにより、保育標準時間が 11 時間になったため、延長保育の利用者が大幅に減少したと考えられます。



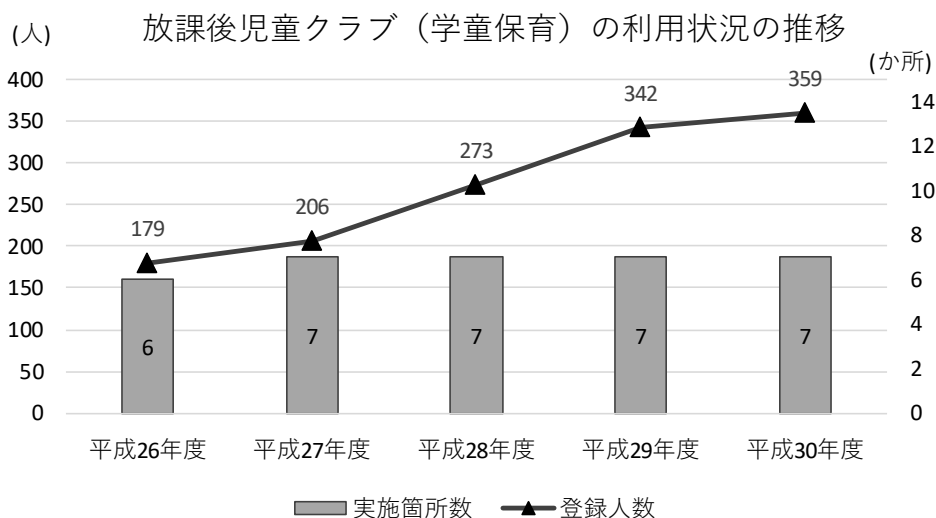
### (7)一時預かり事業

市内在住の就学前児童の一時的な保育を行っています。一般型と幼稚園型の2種類があり、一般型は在宅で子育てをしている家庭を対象に、私立認定こども園等で実施しています。幼稚園型は、幼稚園と認定こども園の在園児を対象に、公立幼稚園と公立認定こども園で実施しています。幼稚園型は平成30年度から始まった事業です。



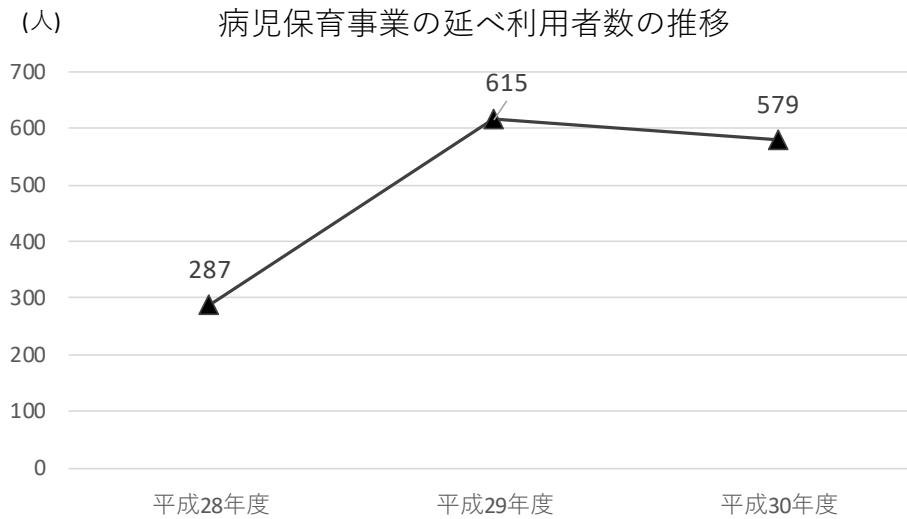
### (8)放課後児童クラブ(学童保育)

小学校1～6年生を対象に、放課後児童クラブ(学童保育)が実施されており、平成26年度から平成30年度まで一貫して増加しています。平成26年度を基準にすると、平成30年度は約2倍となっています。



### (9)病児保育

病気などの理由で認定こども園等に預けることができず、また家庭でも保育できないお子さんを、一時的に保育しています。市内の医療法人に委託し、1か所で実施しています。平成28年9月から事業を開始し、平成29年度以降は600人前後の利用者となっています。



※平成28年度は9月から事業を開始しています。

■鴨川市における保育サービス事業(令和2年度からの体制)

	認定こども園の教育保育時間等	
	平日	土曜日
	7:30 8:00 9:00 14:00 16:00 18:30	7:30 8:00 12:00 13:00
1号認定(3~5歳)	一時預かり 教育時間(5時間以内) 一時預かり	一時預かり
	土曜、日曜、祝日、夏休み、冬休み、春休みは休園	
2号認定(3~5歳)	通常保育(保育標準時間認定)	通常保育
3号認定(1~2歳)	通常保育(保育短時間認定) 延長保育	通常保育 延長保育
	延長保育 日曜日、祝日、年末年始は休園	延長保育 延長保育
3号認定(0歳)	通常保育	通常保育
	日曜日、祝日、年末年始は休園	

※認定区分の詳細については、p.50~51 を参照

用語の説明	概要
一時預かり	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。以下の2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型：在宅で子育てをしている家庭を対象に実施しています。 【実施施設：認定こども園 OURS】</li> <li>・幼稚園型：認定こども園の在園児を対象に実施しています。 【実施施設：公立認定こども園】</li> </ul>
延長保育	保護者の勤務時間や通勤時間等の関係で、正規の保育時間内の送迎ができない方のために、市内7か所の認定こども園で時間延長保育を実施しています。
保育標準時間認定	2号又は3号認定を受ける場合、保護者の就労等の定められた事由により、常時保育が必要な状態にあることが必要です。その際、就労時間が月120時間以上の場合に、保育標準時間認定を受け、1日あたり11時間保育を受けることが可能となります。
保育短時間認定	上記に準じて、保護者の就労時間が月64時間以上、120時間未満の場合に、保育短時間認定を受け、1日あたり8時間保育を受けることが可能となります。

## 6 アンケート調査

本計画の策定に向けて、就学前児童保護者及び就学児童保護者を対象に、子育てに関するニーズや要望などを把握するため、アンケート調査を、平成31年4月8日～26日の期間で実施しました。

### ■調査の概要

調査種別	発送数	回収数	回収率(%)
就学前児童調査	932	378	40.6%
就学児童調査	730	323	44.2%

### ■調査の種類及び調査対象者

調査種別	調査対象者
就学前児童調査	市内在住の就学前児童保護者(無作為抽出による)
就学児童調査	市内在住の就学児童保護者(無作為抽出による)

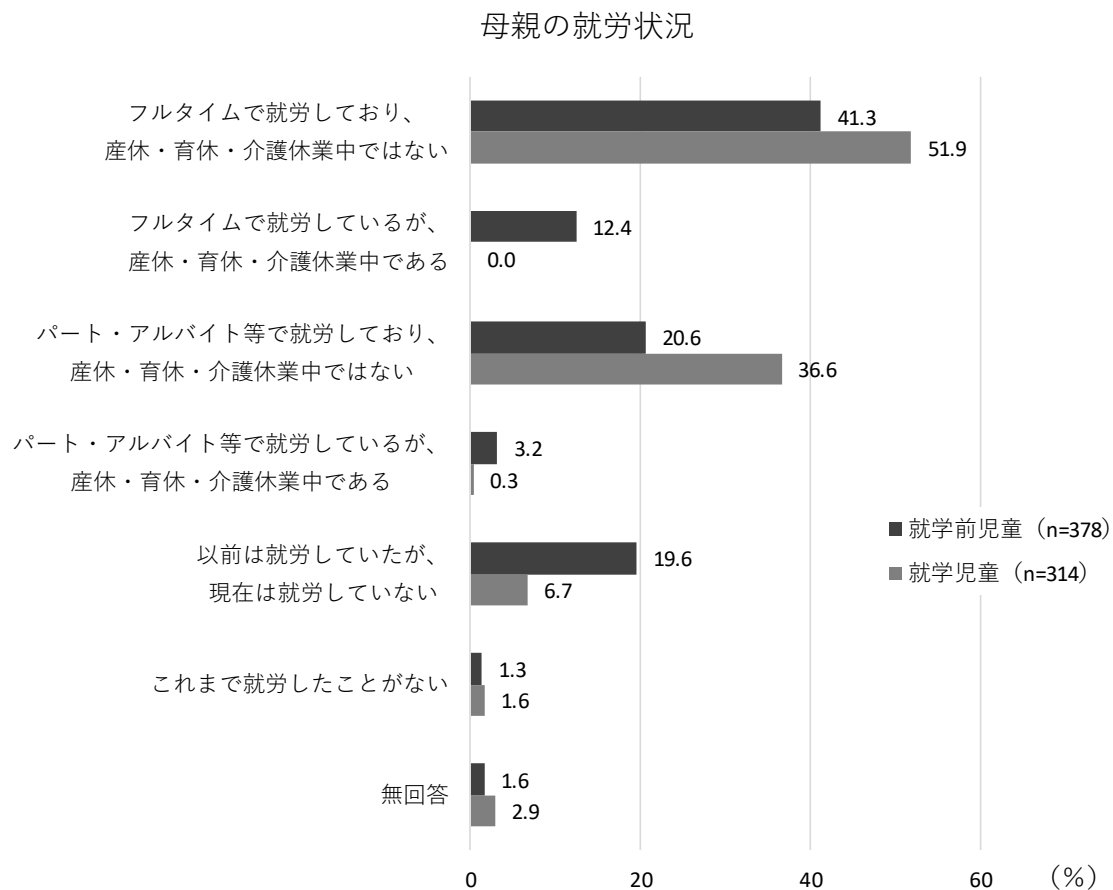
### 【調査結果の見方】

- ①集計した数値(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。  
そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の数値(%)を全て合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ②回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えることがあります。
- ③回答が少数である場合の比率については、特定の意向が強く反映される場合があります。
- ④グラフの(n)は当該設問のサンプル数を表しています。



## (1)母親の就労状況

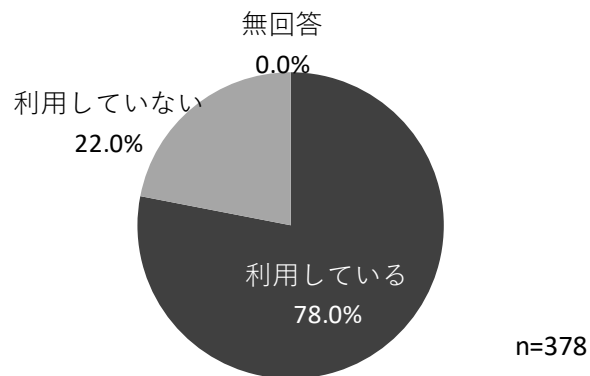
母親の就労状況については、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、それぞれ41.3%、51.9%となっています。次いで、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっており、それぞれ20.6%、36.6%となっています。



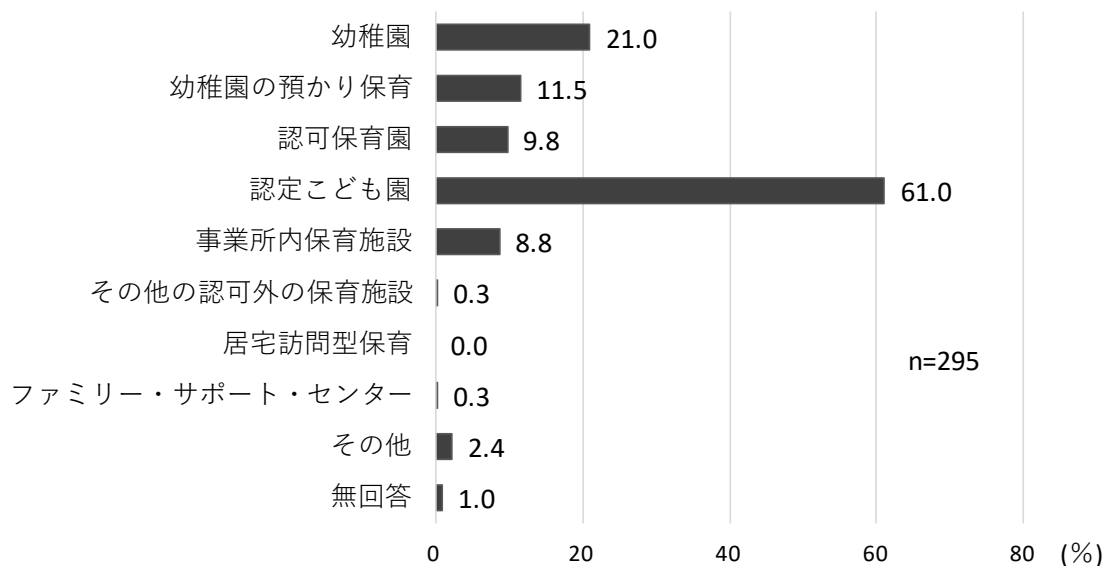
## (2) 幼稚園・保育園・認定こども園の利用状況

平日に幼稚園、保育園、認定こども園を利用している就学前児童は78.0%で、利用している施設やサービスは「認定こども園」が61.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が21.0%となっています。

平日の教育・保育事業利用有無



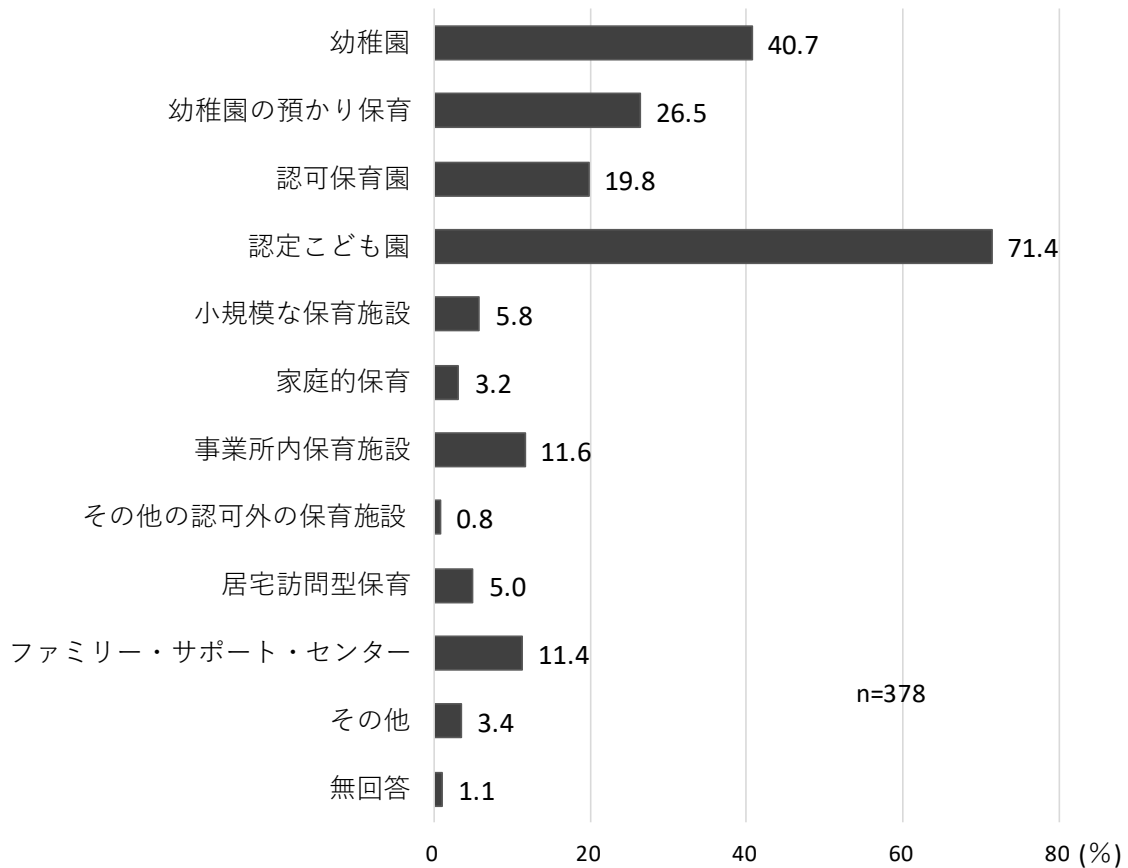
現在利用している平日の教育・保育事業



### (3)利用したい施設やサービス

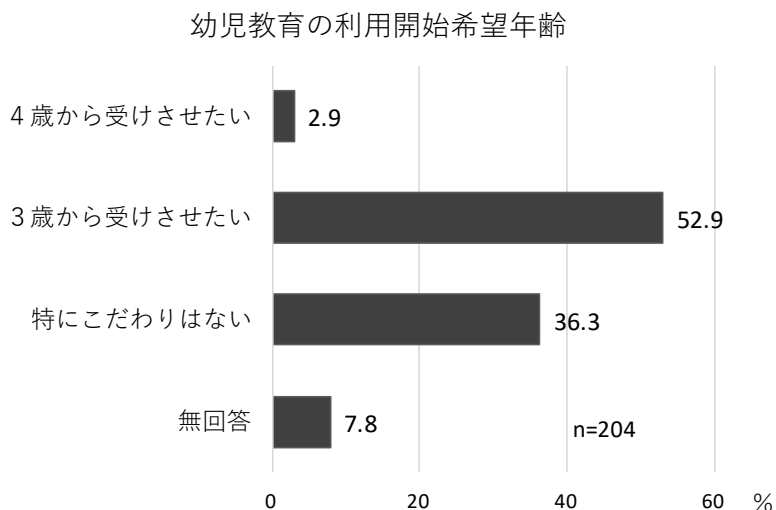
今後定期的に利用したい施設やサービスは、「認定こども園」が71.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が40.7%、「幼稚園の預かり保育」が26.5%となっています。

利用を希望する平日の教育・保育事業



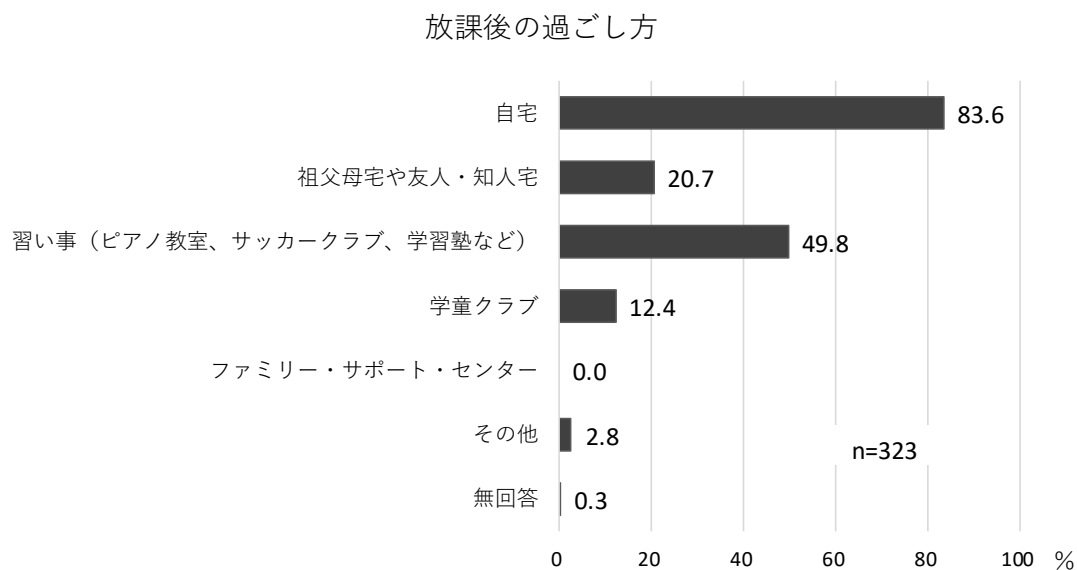
#### (4) 認定こども園での3歳児からの幼児教育利用希望

今後は全ての施設が認定こども園に移行することで、3歳から幼児教育を受けられるようになり、この点について、3歳以下の保護者に何歳から幼児教育を受けさせたいか尋ねました。「4歳から受けさせたい」は2.9%、「3歳から受けさせたい」52.9%、「特にこだわりはない」36.3%となっています。



#### (5) 就学児童の放課後の過ごし方

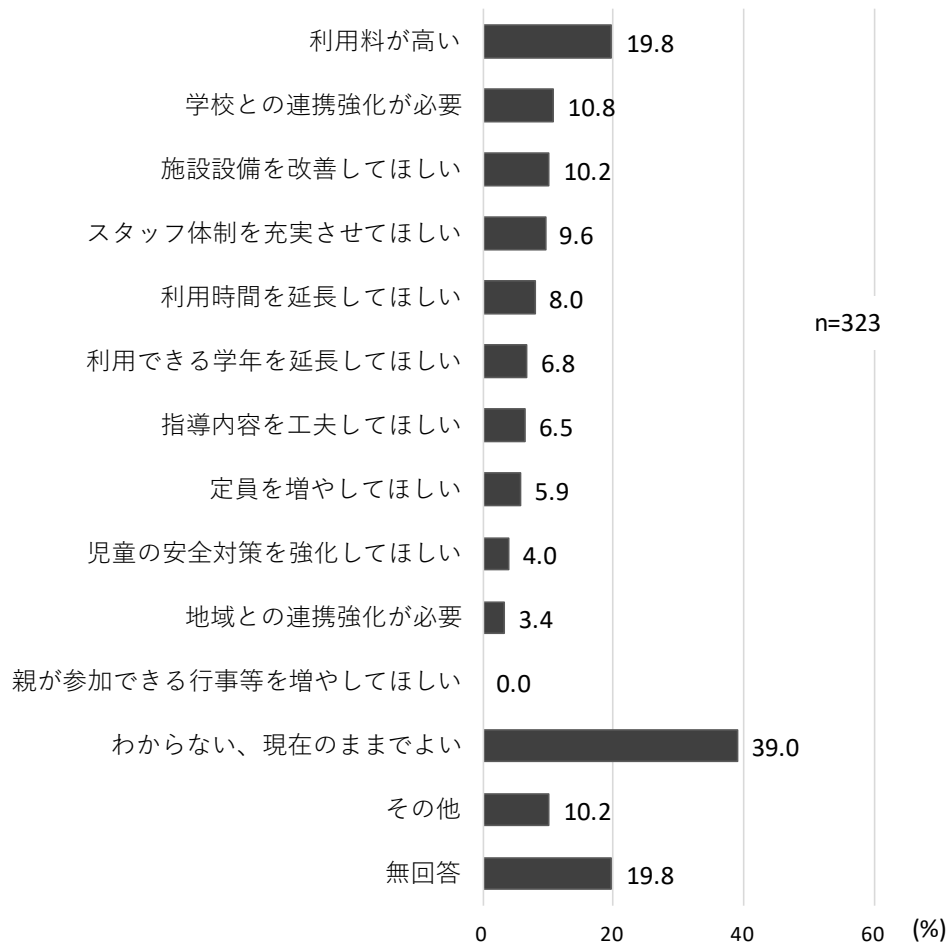
就学児童の放課後の過ごし方では、「自宅」が83.6%と最も多く、次いで「習い事」が49.8%となっています。



### (6)学童保育に対してどのように感じているか

学童保育については、「利用料が高い」が19.8%、「学校との連携強化が必要」が10.8%となっています。一方で「わからない・現在のままでよい」は39.0%となっています。

学童保育に対して感じていること

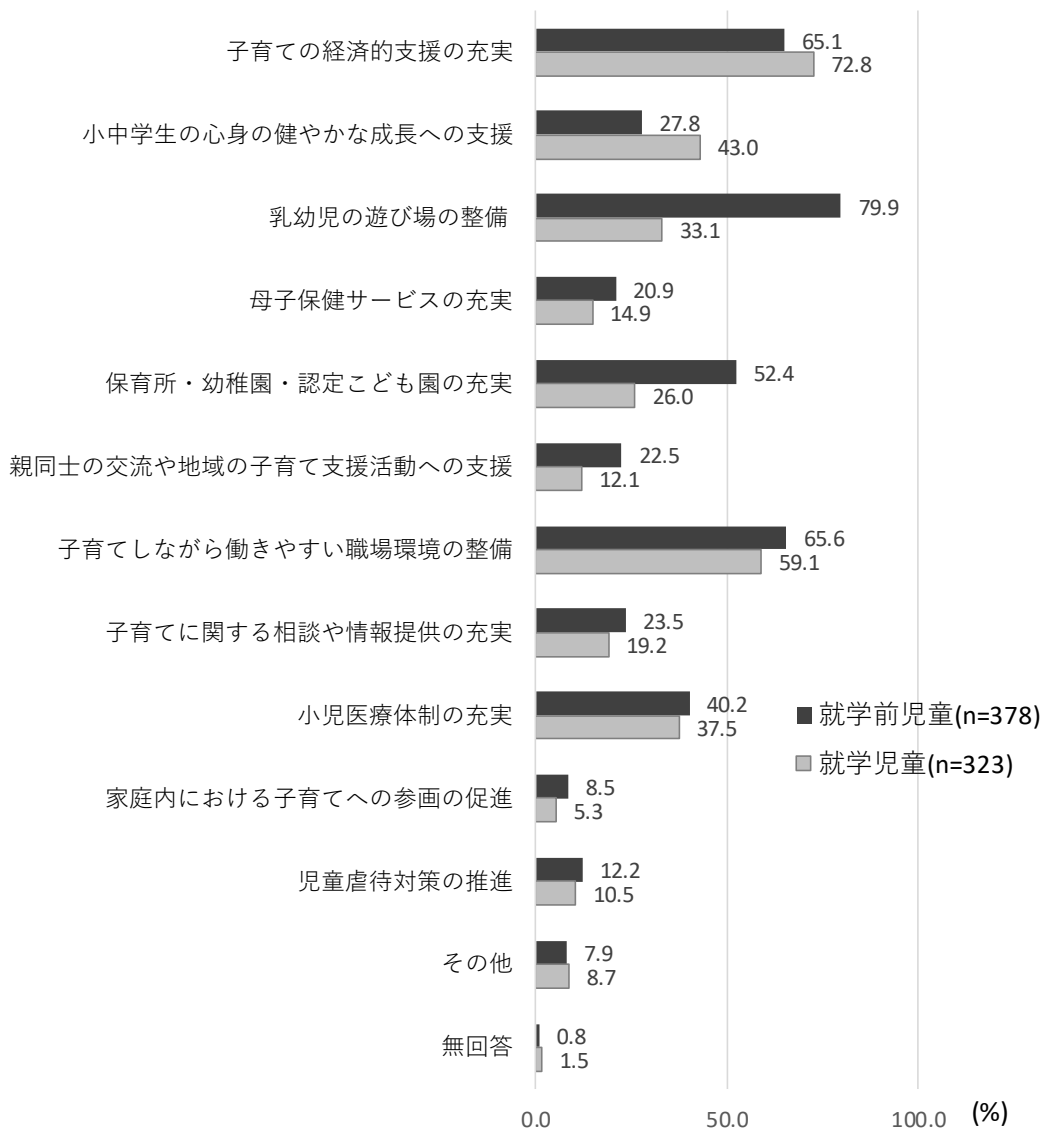


### (7)子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思う施策

子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思う施策について、就学前児童保護者では、「乳幼児の遊び場の整備」が79.9%と最も多く、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」65.6%、「子育ての経済的支援の充実」65.1%と続いています。

一方、就学児童保護者では、「子育ての経済的支援の充実」が72.8%と最も多く、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が59.1%となっています。

子育てしやすいまちづくりのために重要な施策

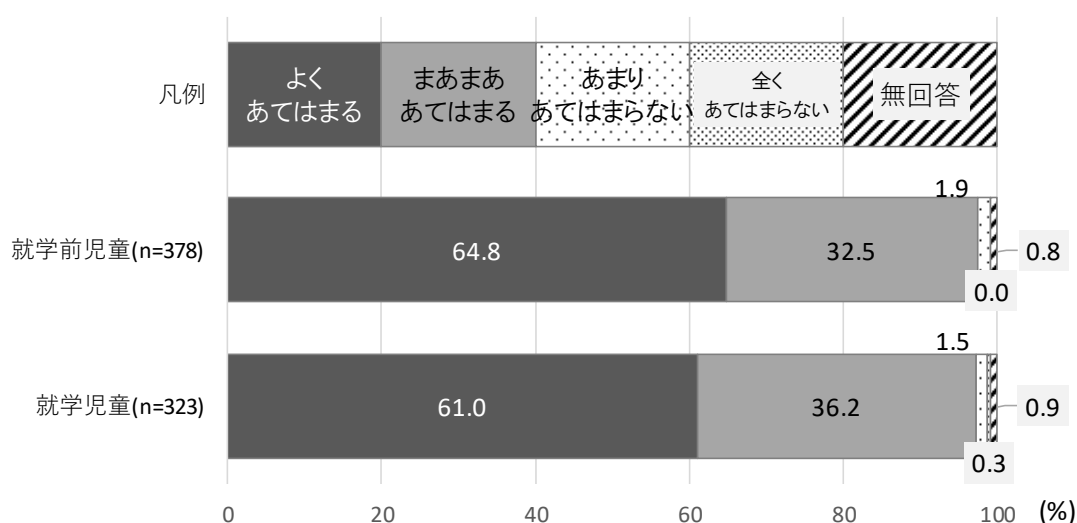


### (8)子どもがいると、毎日の生活が楽しいと思うか

子どもがいると毎日の生活が楽しいと思うかについて、就学前児童保護者では「よくあてはまる」が64.8%、「まあまああてはまる」が32.5%であり、合わせると『あてはまる』が97.3%となっています。また、就学児童保護者では「よくあてはまる」が61.0%、「まあまああてはまる」が36.2%であり、合わせると『あてはまる』が97.2%となっています。

大多数の人が肯定的な気持ちを持っていますが、わずかですがあてはまらない人もおり、そういった保護者への配慮が必要と考えられます。

子育てに対する気持ち（毎日の生活が楽しい）



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第2次鴨川市基本構想では、健康福祉分野において「一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち」を、また、教育分野においては、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」を基本方針としています。

これに基づき、第2期鴨川市健康福祉推進計画は、「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」を、鴨川市教育振興計画(第2期)では第2次鴨川市基本構想の教育分野の基本方針と同じく、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」を目指しています。

本計画では、第2次鴨川市基本構想、第2期鴨川市健康福祉推進計画、及び鴨川市教育振興計画(第2期)の趣旨を鑑みながらも、第1期鴨川市子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、

#### 基本理念

ささえあい、安心して子どもを生き育て、  
みんなの笑顔を育むまちづくり

を基本理念に、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取り組みを進めます。



## 2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の4つの柱を基本施策として、具体的な施策・事業の展開を図ります。

### 基本施策1 就学前の親子への支援

乳幼児期における親子の健康づくりと保護者の育児不安、ストレスの解消に努めるとともに、多様なニーズに応える教育・保育の充実、各種相談や、孤立した育児に陥ることのないよう身近な地域での子育て支援の体制づくりを進めます。

### 基本施策2 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくり

子どもの成長においては、心身の健全な発達が実現されるよう学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境づくりを推進します。また、地域における子どもたちの居場所や様々な体験を得る機会の確保に努め、青少年の健全育成に向けた取り組みを推進します。

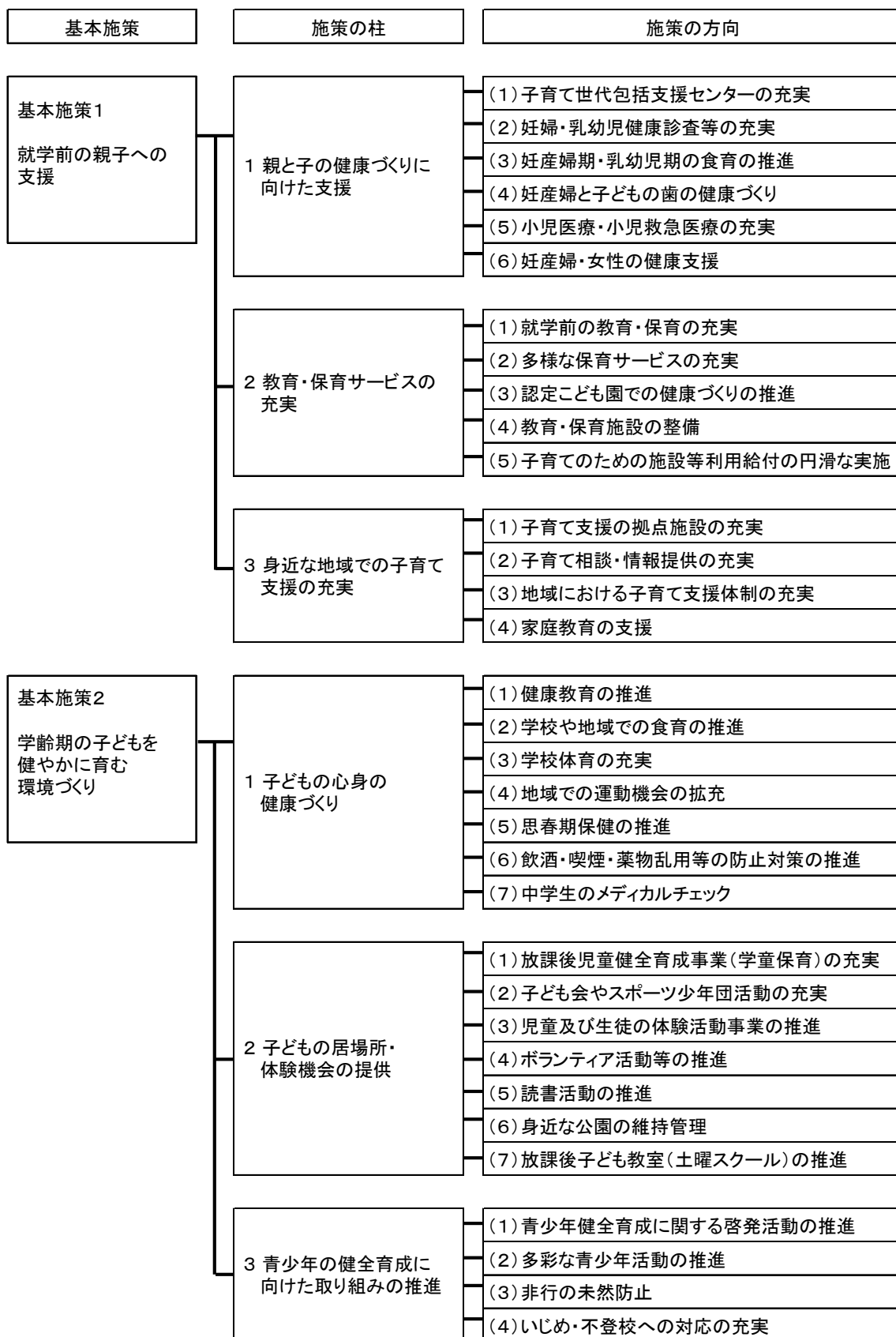
### 基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援

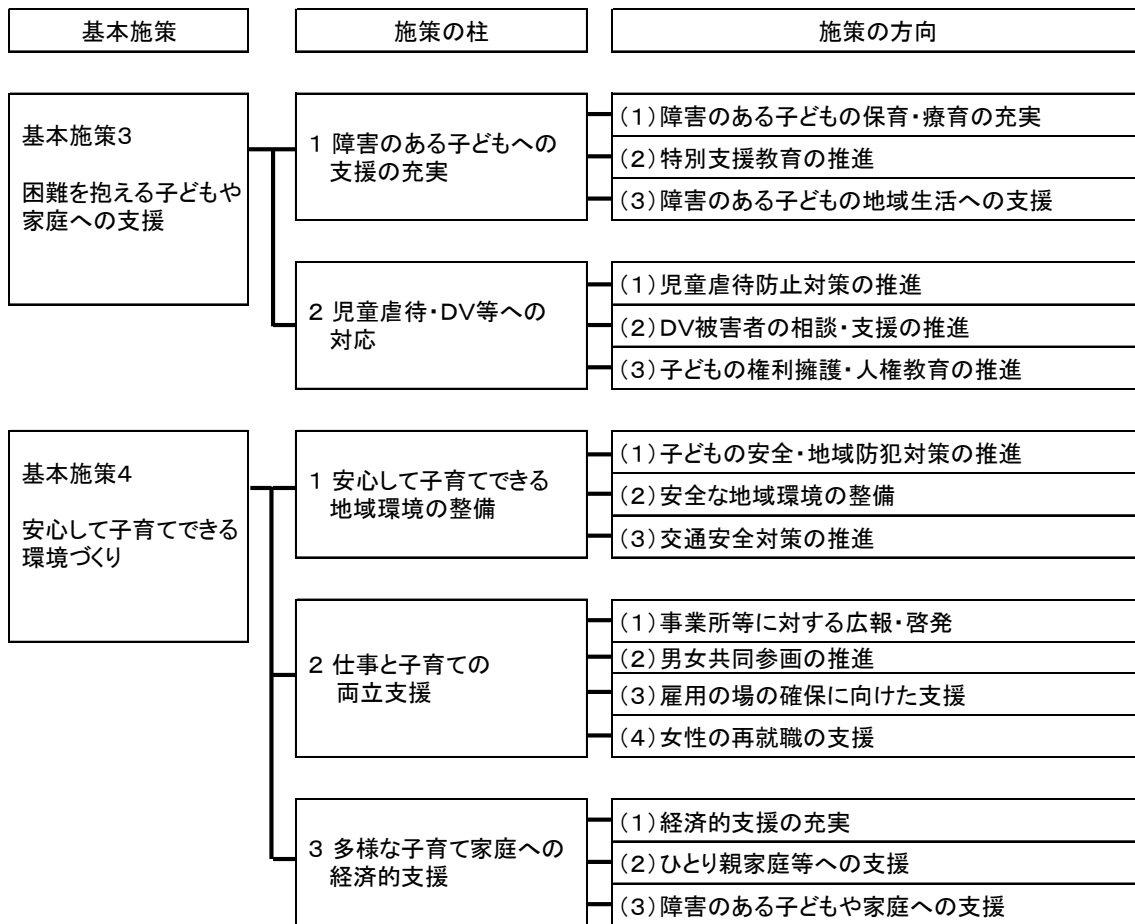
障害のある子ども一人ひとりの地域生活における自立と、療育・保育・教育の充実に向け、関係機関と連携して必要な支援を行っていきます。また、児童虐待・DV等の防止に向けた取り組みとともに、被害にあった子どもや女性等への支援の充実に努めます。

### 基本施策4 安心して子育てできる環境づくり

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、子育てと仕事を両立しやすい社会環境の整備に努めるとともに、地域で安心して子育てできる環境づくり、ひとり親家庭をはじめとする多様な子育て家庭への経済的支援と自立に向けた支援に取り組みます。

### 3 施策の体系





# 第4章 具体的施策の展開

## 基本施策1 就学前の親子への支援

### 1 親と子の健康づくりに向けた支援

#### 【現状と課題】

生涯を通じて心身ともに健康で自立した生活を送るためには、妊娠中や乳幼児期からの健康づくりと、親と子が健やかに過ごすための環境づくりが重要です。

このため、妊娠期から切れ目ない支援をできるように、子育て世代包括支援センターとして、妊娠届出時の保健師との面接、必要時地区担当保健師とのプランニングを行い、支援が必要な方に早期に介入できるような体制づくりをしています。

また市では、妊産婦期、新生児期、乳幼児期を通じて、健康診査や母子の健康・育児に関する相談、妊婦を対象とした栄養指導や離乳食の指導など、産後の新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）とともに、産後ケアの充実に取り組んでいます。

生涯を通じた歯の健康づくりのため、乳歯のむし歯予防対策として、2歳と2歳6か月の際に、歯科健診とフッ化物歯面塗布を市内歯科医院で受けるための受診票を1歳6か月健診会場で詳細とあわせて配付しています。また、保育園・幼稚園・認定こども園のむし歯予防教室等で園児の歯磨き習慣を促しています。永久歯のむし歯予防対策として、4歳から中学校卒業までを対象にフッ化物洗口事業を推進する中で、歯磨き教室を実施し歯周病予防を図っています。

働く女性の増加と初婚年齢の上昇、ひとり親の子育てや若年妊婦等生活背景が多様化する中、高齢出産やストレス等を抱える妊婦が増加していることから、妊婦健康診査の受診率向上を図るとともに、相談支援の充実を図っていく必要があります。

※★は「子ども・子育て支援事業計画」(第5章)に定める事業で、子ども・子育て支援法第59条に定められた13の事業からなる。

#### 【施策の方向】

##### (1)子育て世代包括支援センターの充実

- ・妊娠届出時の全数保健師面接を行い、リスクのスクリーニング強化を図り、プランニング作成等、支援が必要な方に早期に介入できるような体制づくりに努めます。
- ・乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障害の早期発見と早期療育に向けた支援の充実を図ります。
- ・産後ケア事業として、医療機関と連携を図りながら、助産師等による訪問など必要に応じた母子の心身のケアや育児サポートを行い、育児不安の軽減や孤立の防止、虐待予防に努めます。

- ★新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を通じて、親子の心身の問題を早期に発見し、必要な保健・福祉・医療サービスへ円滑につなげていきます。また、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行います。
- ・育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。

## (2)妊婦・乳幼児健康診査等の充実

- ・母子健康手帳の発行により妊婦の健康管理に寄与するとともに、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の公費負担により妊娠・出産に関する支援を行います。
- ★妊婦健康診査・乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、栄養相談をはじめとする各種相談、診察、指導による母子保健事業を推進します。

## (3)妊産婦期・乳幼児期の食育の推進

- ・パパママ学級等の機会を通じて、妊娠中の適切な体重管理、適切な食事についての知識の普及を図ります。
- ・乳幼児健康診査等の機会を通じて、食育に関する知識の普及や離乳食の指導などを行います。

## (4)妊産婦と子どもの歯の健康づくり

- ・妊娠期から子どもの歯の健康について知る機会を提供し、乳幼児健康診査やパパママ学級等の機会に、おやつとの与え方と生活習慣の大切さについて意識啓発を行います。
- ・乳歯のむし歯予防対策として、2歳と2歳6か月の際に歯科健診とフッ化物歯面塗布を市内歯科医院で受けるための受診票を、1歳6か月健診会場で詳細とあわせて配付しています。また、むし歯予防教室等で園児の歯磨き習慣を促しています。

## (5)小児医療・小児救急医療の充実

- ・子どものケガや急病時に対応できるよう、地域の医療機関と連携し、それぞれの機能に応じた役割分担に基づき、効果的な小児医療体制の整備を進めます。

## (6)妊産婦・女性の健康支援

- ・妊娠期から育児期のたばこの影響について普及啓発します。また、妊産婦への喫煙防止指導を行い、胎児への悪影響を防止します。
- ・妊娠を希望しているにもかかわらず、不妊治療を受けざるを得ない家庭に対し不妊相談を行います。また、子どもを授かるために「特定不妊治療」（体外受精、顕微授精、男性不妊治療）を受けた夫婦に対して、その治療にかかった費用の一部を助成しています。

## 2 教育・保育サービスの充実

### 【現状と課題】

令和2年度に全ての園が幼保連携型認定こども園に移行することにより、3歳児から幼児教育を受けることのできる環境が整っています。平成31年度実施のアンケート調査で、今後、定期的に利用したい教育・保育の事業としては、「認定こども園」が71.4%で最も多く、次いで「幼稚園」が40.7%、「幼稚園の預かり保育」が26.5%となっています。また、「ファミリー・サポート・センター」を現在、利用している割合が0.3%なのに対し、今後利用を希望する割合が11.4%を占めており、引き続きニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、教育・保育事業を利用する子どもの数が増加することが見込まれることから、今後も就学前の子どもがよりよい環境の中で充実した活動ができるよう、必要な環境整備を図っていくとともに、認定こども園のあり方についても検討していく必要があります。

鴨川地区、田原地区、天津小湊地区における認定こども園が、施設分離型での実施となっていることから、計画的に施設の改修等を実施し、一体型施設への移行を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1)就学前の教育・保育の充実

- ・少子化や多様な保育・幼児教育ニーズに対応できるよう、よりよい教育・保育の環境整備に努めていくとともに、本市における認定こども園のあり方について検討を行います。
- ・保幼小連携推進委員会で取り組んでいるスタートカリキュラム・アプローチカリキュラムをもとに、認定こども園、小学校間の連携も深め、幼児教育の一層の振興を図ります。

#### (2)多様な保育サービスの充実

- ★多様な保育ニーズに対応し、延長保育、一時保育、病児保育など、保育サービスの充実に努めます
- ★認定こども園における預かり保育等を実施するとともに、施設・設備等の整備を進めます。
- ・認定こども園の職員に対する研修体制を充実し、職員の資質向上と保育サービスの向上を図ります。
- ・外国につながる子ども（国籍にかかわらず、ルーツが外国にあり多様な言語や文化の中で育ってきた子ども）が円滑に教育・保育が利用できるよう、必要な配慮に努めます。

### **(3)認定こども園での健康づくりの推進**

- ・認定こども園や食に関するボランティアの方などと連携し、地域全体で食育の推進に取り組みます。
- ・認定こども園における4歳以上児を対象に、フッ化物洗口事業を実施し、永久歯のむし歯予防に努めます。

### **(4)教育・保育施設の整備**

- ・老朽化が進む認定こども園施設については、計画的に改修を進めます。
- ・官民協働による施設整備の推進を図ります。

### **(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施**

- ・子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付方法の実施に努めます。

### 3 身近な地域での子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、地域社会の結びつきが希薄化していく中で、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる地域子育て支援拠点等の設置が求められています。

市内には、平成31年4月現在、子育て支援室が4か所設置されており、就園前の親子等の交流の場となるとともに、育児に不安を持つ保護者からの相談等への対応や、子育て支援情報の提供などを行っています。

また、ふれあいセンター内にはファミリー・サポート・センターがあり、市民相互による子育て支援の組織として運営されています。

市内には、子育て中の親子を応援する自主的グループが活動していますが、こうした自主的グループや子育て支援に関するボランティアの育成を推進していく必要があります。

平成31年度実施のアンケート調査で、子育てしやすいまちづくりのために重要な施策として、「乳幼児の遊び場の整備」が79.9%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が65.6%、「子育ての経済的支援の充実」が65.1%と続き、これらのニーズに応じた環境整備を図る必要があります。

#### 《ファミリー・サポート・センターの主な活動内容》

(原則、提供会員宅で子どもを預かります)

- ・保育施設の保育開始時間まで子どもを預かること
- ・保育施設の保育終了後、子どもを預かること
- ・保育施設までの送迎のために子どもを預かること
- ・学校の放課後、子どもを預かること



## 【施策の方向】

### (1)子育て支援の拠点施設の充実

- ★市の子育て支援の拠点施設として、子育て支援室における就園前の親子等の交流、子育てに関する相談や情報提供等のよりよいサービスの向上を図ります。
- ★子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの利用を促進します。

### (2)子育て相談・情報提供の充実

- ・保育教諭、保健師及び栄養士等による育児相談、保護者同士の交流といった機会の提供を通して育児不安などの解消を図るため、子育て支援室の利用を促進します。
- ・家庭児童相談室における電話、面接による相談と、関係機関との連携による支援を充実します。
- ・「広報かもがわ」やパンフレット、掲示板やインターネット、SNS等の多様な通信手段を利用し、子育てや子どもの健康に関する情報提供を充実します。

### (3)地域における子育て支援体制の充実

- ・両親がともに力を合わせて育児に参加できる社会づくりを推進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。
- ・パパママ学級や育児サークルなどをきっかけに、保護者同士の交流や仲間づくりなどを支援します。
- ・育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。
- ・子育て支援に関する自主的グループやボランティアの育成を推進します。

### (4)家庭教育の支援

- ・家庭教育学級の開催、家庭教育指導員による家庭教育指導や相談事業の実施、子育て学習会への支援などにより、家庭の教育力の強化を図ります。

## 基本施策2 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくり

### 1 子どもの心身の健康づくり

#### 【現状と課題】

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもの運動不足による体力低下、生活習慣病の若年化などの問題が生じています。また、夜ふかしによる睡眠不足と生活習慣の乱れは、学校での学習にも大きな影響を与えています。

外遊びや運動の機会が減少し、子どもたちの運動能力や体力の低下が課題となっていることから、学校体育や地域のスポーツクラブ活動等の多様な機会を通じて、運動量の確保を図っていく必要があります。

また、子どもの食をめぐるのは、栄養バランスの偏り、朝食の欠食、学童期における肥満の増加などの傾向がみられることから、子どもの頃からの規則正しい食生活や食習慣を形成するため、家庭・学校・地域が連携して食育を推進する必要があります。

思春期における心や体の悩み、性の問題などに対しても、正しい理解を促進するとともに相談体制の充実を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1)健康教育の推進

- ・児童及び生徒が健康に関する正しい知識を身につけ、主体的な健康づくりにつながるよう健康教育を充実します。
- ・学校と連携し、生活習慣病予防検診（小学5年生、中学2年生）の事後指導をより充実させることにより、肥満児童や生活習慣病予備群の減少に努めます。
- ・小中学校でのフッ化物洗口、ブラッシング指導により永久歯のむし歯予防と、歯周疾患の予防に対する意識の向上を図ります。

##### (2)学校や地域での食育の推進

- ・学校給食では、栄養のバランスのとれた給食を提供し、小中学校における「食」に関する指導を通じて、正しい食習慣の形成を目指します。
- ・家族参加型の教室や講習会を開催し、バランスのよい食生活の普及を図るとともに、学校や家庭で子どもの食に関する理解を深めるための機会を提供します。
- ・地域の特産物や伝統食等を、学校給食をはじめ地域の行事など様々な機会に活用していきます。

##### (3)学校体育の充実

- ・学校においては、休み時間の外遊びや遊びを取り入れた体育の授業の充実を図ります。また、体力向上に向けた「小学生チャレンジ in 鴨川スポーツランキング」の実

施や、体育の時間での運動量の確保に努めます。

- ・ スポーツのクラブ活動や部活動の一層の活性化を目指し、外部指導者の活用を積極的に進め、部活動の充実を図ります。

#### **(4)地域での運動機会の拡充**

- ・ 地域に根ざした地域スポーツクラブや技術レベル、体力にかかわらず、様々なスポーツ種目が行える総合型地域スポーツクラブなど、子どもから大人まで誰もが行えるスポーツ活動を支援します。

#### **(5)思春期保健の推進**

- ・ 性教育や健康教育の実施について計画を策定し、外部からの講師の招聘なども含めて、正しい性の理解に向けた教育を推進します。
- ・ 各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩み等について子どもが相談しやすい環境を整備します。

#### **(6)飲酒・喫煙・薬物乱用等の防止対策の推進**

- ・ 思春期保健事業を通じて、未成年者の喫煙防止の取り組みを推進します。また、未成年者の喫煙、飲酒防止について関係機関と連携した啓発活動を推進します。
- ・ 未成年者が薬物に対して正しい判断を持ち、薬物乱用の誘惑に影響されることがないように薬物乱用防止教育を推進します。

#### **(7)中学生のメディカルチェック**

- ・ 中学生の部活動などで発症しやすいスポーツ障害を、予防、早期発見するために、全中学校でメディカルチェックを実施します。

## 2 子どもの居場所・体験機会の提供

### 【現状と課題】

子どもの数の減少、塾や習い事通い、交通事故や犯罪の心配、テレビやゲームなど室内遊びの普及から、子どもたちが屋外において集団で遊ぶ機会が減ってきています。

このため、市では、子どもたちが地域で友だちや異年齢の仲間と、楽しく安全に遊び様々な体験ができるよう、地域の様々な人材や団体等の協力を得て、子ども会活動をはじめ地域スポーツ活動、各種の体験活動などに取り組んでいます。

放課後の子どもの居場所として、平成31年4月現在、市内では7か所で学童保育を実施しています。学童保育へのニーズは高まる傾向にあり、保護者以外の運営に移行していくことや待機児童への対応を進めていく必要があります。

また、市内には19か所の市立公園や子どもの遊び場がありますが、子どもが自然と親しみ安心して遊べる場としての公園の充実が求められています。

子どもの体験の機会を豊かにするという視点からは、学校休業日である土曜日（又は日曜日）において、小学校区を目安とした放課後子ども教室（本市では「土曜スクール」）を開校し、ボランティアスタッフである地域住民の指導のもと、異なる学年・異なるスクールの児童との交流やスポーツ・文化・創作活動等を通じて、協調性や社会性の向上を図っています。今後は、異なるスクールの児童との交流機会を拡充することに加え、企業などの協力を得ながら、より魅力ある事業を創出していく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1)放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実

★放課後帰宅しても、両親等が仕事のため家庭で養育できない児童を対象に、学童保育を実施します。

- ・学童保育を運営する団体に補助金を交付するとともに、保護者による運営の見直しに対する要望や安定した運営の支援等にも取り組みます。
- ・当事業と放課後子ども教室（土曜スクール）の一体的又は連携による取り組みについて検討し、子どもが様々な体験を通して自主性と社会性を身につける機会の確保に努めます。

#### (2)子ども会やスポーツ少年団活動の充実

- ・異年齢の子どもたちが地域で活動・交流し、様々な体験を行い、自立意識を養えるよう、子ども会活動の充実を図ります。
- ・子どもたちがスポーツを通して運動習慣を身につけ、集団活動や心身の鍛錬を行えるようスポーツ少年団活動の充実を図ります。

### (3)児童及び生徒の体験活動事業の推進

- ・地域の方や社会教育関係団体等と連携し、自然体験や職場体験など、様々な体験活動と交流学习の機会の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。

### (4)ボランティア活動等の推進

- ・学校における「総合的な学習の時間」や道徳教育・教科学習などにおいて、ボランティア団体・グループと連携し、福祉や環境、文化、イベントなどのボランティア体験の充実を図ります。

### (5)読書活動の推進

- ・学校においては、読み聞かせや朝の一斉読書に取り組み、子どもの読書活動の推進を図ります。

### (6)身近な公園の維持管理

- ・子どもが遊んだり、高齢者が憩う場として、また、レクリエーション活動やコミュニケーション活動の場として、誰もが安全に安心して利用できるよう公園の維持管理に努めます。

### (7)放課後子ども教室(土曜スクール)の推進

- ・学校休業日である土曜日（又は日曜日）において、地域住民の指導をいただきながら、異なる学年・異なるスクールの児童との交流やスポーツ・文化・創作活動等を通じて、協調性や社会性の向上を図ります。

#### ■実施計画

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開校数	7スクール	7スクール	7スクール	7スクール	7スクール
開校率	100%	100%	100%	100%	100%

### 3 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進

#### 【現状と課題】

青少年を取り巻く生活環境や彼らの抱える問題が、複雑かつ多様化する中、次代を担う青少年が健やかに成長できるよう、市では地域に根ざした青少年の育成活動に取り組んできました。

青少年は、成長とともに家庭から学校、そして地域社会へと行動の範囲を広げ活動します。それぞれの立場・場面で青少年の健全育成に取り組むと同時に、情報や課題を共有し、協働の取り組みを推進していくことが大切です。

今後も、青少年が自ら様々な問題に対処し、青少年期を充実して過ごせるよう、青少年育成団体を主とする関係機関と学校・家庭・地域がさらに連携を深め、青少年の健全な育成を図る取り組みが必要です。

小学校から中学校にかけては、いじめ・不登校も増加する傾向にありますが、県から派遣されているスクールカウンセラーを小中学校に配置し、教職員・保護者への指導、助言や児童及び生徒の心の相談にあたっています。

また、健康不安、進路などの悩み、家族問題、深刻ないじめや不登校・引きこもり、非行や青少年犯罪の予防など青少年のあらゆる問題に対応するために、関係機関と連携しながら子どもや保護者への相談体制や支援の充実を図っていく必要があります。

特に、教育支援事業の一環として、令和元年5月に鴨川市教育支援センター「ステーション」を開設しました。不登校などの悩みを抱える児童、生徒及び保護者等、一人ひとりに寄り添いながらサポートし、将来の社会的自立を目指します。

#### 【施策の方向】

##### (1) 青少年健全育成に関する啓発活動の推進

- ・ 青少年健全育成推進大会や青少年育成指導者研修会を開催し、青少年健全育成推進大会では小、中学生及び高校生等から応募のあった青少年健全育成作文や標語の発表や表彰を行い、青少年育成指導者研修会では青少年を取り巻く問題などをテーマに講演会を行うなど、多様な団体との連携を強化するとともに、青少年健全育成に関する広報・啓発活動の充実を図ります。

##### (2) 多彩な青少年活動の推進

- ・ 青少年育成団体などの指導者が交流・連携を図りながら、球技大会やウォークラリー、ジュニアリーダー講習会、放課後子ども教室など、多彩な青少年活動の展開を促進します。

##### (3) 非行の未然防止

- ・ 青少年育成団体や学校・警察・地域住民などが連携しながら、非行防止パトロール

等を実施し、地域が一体となった青少年の健全育成に努めます。

#### (4)いじめ・不登校への対応の充実

- ・各中学校に配置されたスクールカウンセラーの有効活用を図りながら、いじめや不登校等の問題を抱える児童及び生徒・保護者へのきめ細かな指導を行います。
- ・鴨川市教育支援センター「ステーション」では、関係機関や各課等と連携しながら、不登校や学校生活に悩みを抱える児童生徒や保護者等の学習支援や相談を行います。

## 基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援

### 1 障害のある子どもへの支援の充実

#### 【現状と課題】

近年増加傾向にある発達障害などの障害のある子どもについては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保とともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

市では障害児親子通所支援センター（マザーズホーム）で心身に障害のある就学前の子どもや保護者に対して特性に合わせた保育を提供し、就園、就学につなげます。未就学児から17歳までの療育支援を児童発達支援事業所「こども発達支援センター鴨川そらいろ」で行うことで専門的な支援を受けることができます。また、「教育支援センター」を設置し、発達障害に起因すると思われる不登校児の学習支援・自立支援及び相談等に取り組んでいます。

障害者差別解消法に基づき園と学校では障害のある子どもに対し、合理的配慮を行い、相互に個性を尊重しあいながら共生社会の実現に努めています。

今後は乳幼児期から学齢期まで、障害のある子ども一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関の連携を深めていく必要があります。

また、医療的ケア児への対応が必要となった場合は、可能な対応について検討をしていきます。

#### 【施策の方向】

##### (1) 障害のある子どもの保育・療育の充実

- ・心身の発達に心配のある就学前の子どもに対して、よりよい発達を促すための相談・指導を実施します。
- ・障害児親子通所支援センター（マザーズホーム）での、心身に障害のある就学前の子ども及びその保護者に対する支援の充実に努めます。
- ・公立認定こども園での障害児保育、特別支援教育の充実に努めます。
- ・児童発達支援センターの設置を図り、障害のある子どもや家族への支援の充実に努めます。また、センターの専門職員が保育所等を訪問し、障害のある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。



## (2)特別支援教育の推進

- ・ 特別支援教育では、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を行います。
- ・ 関係機関との連携による専門家チームの設置及び巡回相談の実施などによる相談体制を充実します。
- ・ 小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整備し、学校全体で適切な支援を行っていきます。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習により、障害に対する正しい理解と認識を深めていきます。
- ・ 特別支援学級等に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な援助を行います。

## (3)障害のある子どもの地域生活への支援

- ・ 障害のある子どものよりよい地域生活に向けて、地域の人々の理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・ 日常生活の能力の向上を図るために補装具の交付・修理、在宅の障害のある子どもに日常生活用具の給付を行います。
- ・ 障害のある子どもを一時的に介護したり外出の付き添いをしたりするなど、本人や家族の必要としている福祉サービスを提供します。

## 2 児童虐待・DV等への対応

### 【現状と課題】

子育て家庭の孤立化や貧困化とあいまって、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス＝家庭内暴力）が全国的に深刻な社会問題となっています。

市では、児童・障害者・高齢者全ての虐待防止対策として、虐待防止連携協議会を設置し、あらゆる虐待に対し、ネットワークによる対応を推進しています。また、特に児童虐待防止対策として、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図っています。さらに、平成25年4月には、鴨川市子ども虐待対応マニュアルを作成し、学校・病院等関係機関に説明、周知を図るなど、予防や相談・対応に努めています。

市では、虐待・DV等の相談・支援窓口として、福祉総合相談センターを設置し、24時間365日通報を受け付けています。

平成31年4月に実施した市のアンケート調査では、「子どもがいると毎日の生活が楽しいと思う」という割合が9割を超えていますが、少数ながらもそうでもないという回答もあり、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげる等、様々な側面で保護者に対する支援が必要です。

DVについても、近年社会問題となっており、配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、これらの暴力の根絶に向けて取り組み、被害を受けた人が、安心して生活できる環境を整備する必要があります。市では平成26年3月に鴨川市DV被害者支援マニュアルを作成し対応に努めています。

また、児童の権利条約や子どもの権利擁護について、地域や子どもたちの理解を深める取り組みを進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1)児童虐待防止対策の推進

- ・虐待防止連携協議会や要保護児童対策地域協議会により、福祉関係者のみならず、地域や関係機関の協力のもと、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めます。
- ・児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を実施するとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。
- ・虐待対応については関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。

## (2)DV被害者の相談・支援の推進

- ・福祉総合相談センター及び関係機関が連携し、プライバシーに配慮した的確かつ迅速な対応に努めます。

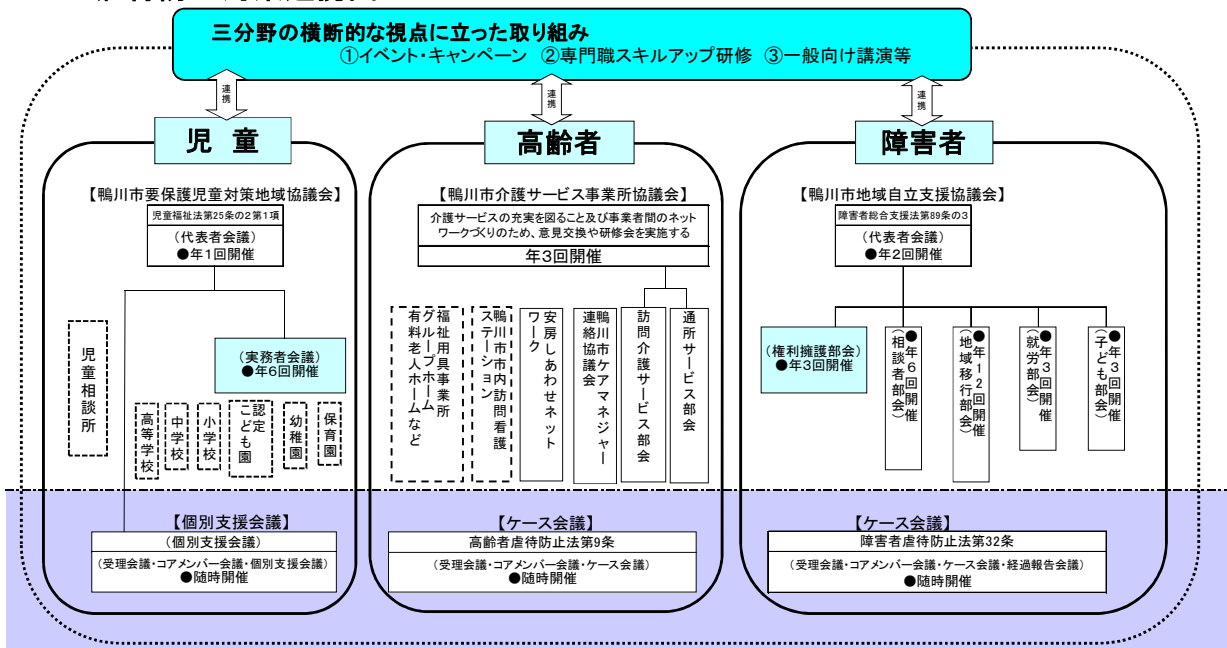
## (3)子どもの権利擁護・人権教育の推進

- ・小中学校においては、自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。

## 鴨川市虐待防止連携協議会

- 【目的】 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待(以下「虐待」という。)の予防と早期発見のため、各分野の実務者が参画し、支援基盤の連携・協力体制の充実を図り、分野横断的視点に立った支援方策の検討を行うとともに、啓発活動や研修の立案及び計画等を行うことを目的とした連携協議の場。
- 【協議事項】 ①虐待の防止に関わる関係機関等の連携強化、意見及び情報の交換等に関すること。  
②虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止に関すること。  
③虐待の被害者及びその保護者又は養護者への救済支援対策の強化に関すること。  
④虐待の実態調査に関すること。  
⑤その他虐待の防止に関すること。

### 虐待防止対策連携図



## 基本施策4 安心して子育てできる環境づくり

### 1 安心して子育てできる地域環境の整備

#### 【現状と課題】

本市での犯罪発生件数は比較的少ないものの、都市化や地域社会の希薄化の中で、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性も高く、特に、インターネット、スマートフォン等の情報通信機器の普及を通じた犯罪も増加していることから、市民と関係機関等が一体となった防犯対策への取り組みが必要です。

市では、関係団体との連携のもと、防犯に関する啓発活動や防犯パトロールなどの地域の見守り、鴨川市安全・安心メール配信事業などを通じて、子どもの安全・地域防犯対策の推進に取り組んでいます。

また、子どもの交通事故防止に向け、鴨川警察署や交通安全協会と連携して市内各小学校・認定こども園へ出向き、歩行に必要なルールやマナーの指導、自転車の点検方法や乗り方について指導を実施しています。今後も、子どもの視点から見た交通環境の整備など、交通事故防止の取り組みを推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1)子どもの安全・地域防犯対策の推進

- ・防犯パトロールなどの地域の見守り体制の整備など、子どもへの犯罪防止対策の充実を図ります。
- ・関係団体との連携のもと、防犯に関する啓発活動を行うとともに、市民による自主的な防犯活動を促進します。
- ・鴨川市安全・安心メール配信事業を通じて、不審者などの防犯情報を登録された電子メールアドレスに迅速・正確に配信します。

##### (2)安全な地域環境の整備

- ・安全に遊べる環境の整備（公園や広場、体育館、学校施設などの整備と活用など）を図ります。
- ・市内各所への防犯灯の適切かつ効果的な設置を行うとともに、適切な機器の更新等を行います。

##### (3)交通安全対策の推進

- ・警察や交通安全協会等との連携のもと、子どもの交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を防止するための取り組みを強化します。
- ・市内各小学校・認定こども園において、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方などの交通安全教育を充実します。

## 2 仕事と子育ての両立支援

### 【現状と課題】

国では、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と、家事・出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和したワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みが進められています。

平成28年施行の「女性活躍推進法」が、令和元年5月に改正施行され、長時間労働の是正や性別に関わりない職務の機会付与、男性の育児参加の促進が、特に取り組むべき課題として示されていることから、ワーク・ライフ・バランスの一層の普及とともに、育児休業や介護休業の取得に関する広報・啓発も進めていく必要があります。

仕事と子育ての両立支援は、女性の働き方のみでなく、男性の働き方の見直しにより重要であり、市では「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が共にささえあい、責任と喜びを分かち合う社会の実現を目指していますが、全ての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。また、本市においては、子育てが一段落して再就職を希望しても、希望する就職先が見つからない、あるいは就職が難しいといった例が見受けられることから、女性の継続的な就業を支援するための取り組みを進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) 事業所等に対する広報・啓発

- ・ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。
- ・育児休業や介護休業の取得に関連して、事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。
- ・男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。

#### (2) 男女共同参画の推進

- ・「鴨川市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。また、男女共同参画に関する講演会等の開催などを通じて、市民意識の啓発を図ります。

### **(3)雇用の場の確保に向けた支援**

- ・市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業者への低利融資等の支援を行います。

### **(4)女性の再就職の支援**

- ・ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者等に対する就労情報の提供や、職業訓練など職業能力開発に関する情報の提供に努めます。

### 3 多様な子育て家庭への経済的支援

#### 【現状と課題】

近年の我が国の経済状況については、一定の景気回復がなされたとの評価がある一方、経済的格差が問題となり、生活面や経済面で不安を抱える子育て家庭や子どもの貧困などの問題が増えてきています。

市では中学校3年生までの子どもを対象に子ども医療費の助成を行っています（0歳～中学校3年生まで通院、入院、調剤が無料）。

また、市では、ひとり親家庭は減少傾向にあるものの200世帯を超えており、その多くが母子世帯で、経済的な困難や育児の負担を抱えています。

こうしたひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行っているほか、母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する相談業務にあたっていますが、自立した生活の確立のために一層の支援が必要です。

また、障害のある子どもとその家庭に対しては特別児童扶養手当等の支給や、育成医療の給付を行っています。

そのほか、学校教育法に基づく就学援助制度として、経済的な理由により、就学困難と認められる保護者に対し、学用品や学校給食費等の援助を行っています。

今後もひとり親家庭の自立に向けた支援や、様々な援助を必要としている家庭の把握と、支援に関する制度等の周知を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1)経済的支援の充実

- ・ 中学校卒業までの児童を養育する人に対して、児童手当の支給や子ども医療費の助成を行います。
- ・ 保護者の経済的理由により就学が困難な場合に必要な援助を行う就学援助制度について、保護者への周知に努めます。

##### (2)ひとり親家庭等への支援

- ・ ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供を充実します。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と、就労による自立促進のため児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等を行い、支援についての周知を図ります。

##### (3)障害のある子どもや家庭への支援

- ・ 心身に障害のある子どもを養育している父母又は養育者への特別児童扶養手当等の支給や、身体に障害がある子どもへの育成医療の給付等を行います。

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

### (1)教育・保育提供区域の考え方

- ・地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ・地域子ども・子育て支援事業（13種類の事業）と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

### (2)本市における区域設定の考え方

本市においては、児童人口の推計等や市の教育・保育の現状分析をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、全市を1つの教育・保育提供区域として設定します。

### (3)幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園の設置と普及にかかる考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取り組みの推進、0～2歳にかかる取り組みと3～5歳にかかる取り組みの連携に関することなどについては、第4章（基本施策1－2 教育・保育サービスの充実）の施策・事業において示した内容を推進します。



## 2 量の見込みの算出対象と子ども・子育て支援制度の全体像

市内に居住する0～5歳の子どもについて、「現在の幼稚園・保育園・認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込み及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込みを設定します。また、学校教育・保育の量の見込みについては、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

### ■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

### ■子ども・子育て支援法における支援の全体像

#### 子ども・子育て支援給付

##### 【子どものための教育・保育給付】

##### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

##### 地域型保育型給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

##### 【子育てのための施設等利用給付】

##### 施設等利用給付

- 幼稚園型(従来型)
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

##### 【子どものための現金給付】

- 児童手当

#### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業  
(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童保育所)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 3 教育・保育の見込み量及び確保方策等

#### (1)1号認定(教育標準時間認定)

小学校就学前の満3歳以上の子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準として預かります。

利用先: 幼稚園、認定こども園

#### (2)2号認定(満3歳以上・保育認定)

小学校就学前の満3歳以上の子どもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要な子どもを預かり、保育を行います。

利用先: 保育園、認定こども園

#### (3)3号認定(満3歳未満・保育認定)

満3歳未満の子どもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要な子どもを預かり、保育を行います。

利用先: 保育園、認定こども園、地域型保育

#### ※特定地域型保育事業

- ・小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で保育サービスを提供
- ・家庭的保育事業（保育ママ）：利用定員5人以下で保育者の居宅等で保育サービスを提供
- ・居宅訪問型保育事業：保護者の自宅で1対1で保育サービスを提供
- ・事業所内保育事業：会社（事業所）の保育施設などで、従業員の子どもに加え、地域の子どもにも保育サービスを提供

#### ※幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。概要は以下のとおりです。

3～5歳	・保育所(園)(小規模保育施設含む)、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化(上限 月 11,300 円) ・認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 37,000 円)
0～2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所(園)、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 42,000 円)

## 【提供量の見込み及び確保方策】

### ■ 1号認定(3～5歳)

単位(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込み		89	81	84	79	79
②確保方策	特定教育・保育施設	183	183	183	183	183
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足(① - ②)		▲94	▲102	▲99	▲104	▲104

### ■ 2号認定(3～5歳)

単位(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		2号	2号	2号	2号	2号
①量の見込み		468	431	443	418	419
②確保方策	特定教育・保育施設	522	522	522	522	522
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足(① - ②)		▲54	▲91	▲79	▲104	▲103

### ■ 3号認定(0歳)

単位(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		58	56	55	54	52
②確保方策	特定教育・保育施設	63	63	63	63	63
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足(① - ②)		▲5	▲7	▲8	▲9	▲11

### ■ 3号認定(1・2歳)

単位(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		224	229	211	206	201
②確保方策	特定教育・保育施設	218	218	218	218	218
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足(① - ②)		6	11	▲7	▲12	▲17

### ◆確保方策の内容

令和2年度から全ての特定教育・保育施設は認定こども園に移行し、必要とされる量の見込みに、ほぼ全て対応できる体制となっています。ただし、3号認定の1・2歳については、令和2年度と3年度は量の見込みが確保方策を上回る可能性があります。実際のニーズに応じて、適宜対応していきます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等

### (1)利用者支援事業

就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、必要とする適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく支援していきます。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:か所)

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み(実施か所数) (母子保健型)	1	1	1	1	1
確保方策 (母子保健型)	1	1	1	1	1
確保方策の内容	多様化する教育・保育事業等の情報提供及び個人のニーズ、要望に応じた相談・助言が適切に行えるよう支援体制の整備を図ります。				

### (2)地域子育て支援拠点事業

就学前児童とその保護者を対象に、子育て支援室において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人回)

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み(延べ利用者数)	601	570	567	538	525
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策の内容	ニーズ量は利用実績よりも多く見込まれていますが、現状の体制で対応できる見込みであるため、引き続き市内4か所の子育て支援室において、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を実施していきます。				

### (3)妊婦健康診査事業

妊婦に対して、妊娠届出時に、医療機関委託妊婦健康診査受診票を交付し、14回の健康診査の費用の一部を助成します。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:件)

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み(延べ受診件数)	2,380	2,324	2,268	2,212	2,156
確保方策	市内外の産科医療機関、助産院にて実施				
確保方策の内容	市が委託している県内の産科医療機関で受診できます。全ての方が必要な受診をするよう、受診率の向上に向けて周知を図ります。				

### (4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師又は主任児童委員が訪問し、育児等の様々な相談に応じ、子育てに関する情報提供を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:件)

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み(訪問件数)	170	166	162	158	154
確保方策	保健師又は主任児童委員による家庭訪問を実施				
確保方策の内容	勧奨と周知を図り、訪問率の向上を図るとともに、その結果支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。				

### (5) 養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭や虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭に保健師や保育教諭等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(対象児童数)	139	133	131	125	124
確保方策	保健師等により家庭訪問を実施				
確保方策の内容	引き続き必要な家庭への支援体制を維持していきます。				

### (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)・夜間擁護等事業(トワイライトステイ)

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等の理由により、夜間に子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ショートステイ)	0	0	0	0	0
量の見込み(トワイライトステイ)	453	430	414	401	383
確保方策	市内1か所の施設で実施				
確保方策の内容	<p>ショートステイ事業は、平成28年度から事業を実施していますが、利用実績はごわずかとなっています。ニーズ調査からはニーズがでてきませんでした。必要な利用者がいる場合に対応できるよう、引き続き現状の体制の維持に努めます。</p> <p>トワイライトステイ事業も同じく平成28年度から事業を実施しています。ニーズに応じた体制の維持に努めます。</p>				

### (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

小学校6年生以下の子どもを対象に、送迎や預かり等の支援を受けることを希望する親(依頼会員)と、支援を行うことを希望する市民(提供会員)との相互援助活動の連絡・調整を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人日/週)

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み(延べ利用者数)		74	69	65	65	60
確保方策	提供会員数	16	16	16	16	16
	②確保方策(提供日数)	74	69	65	65	60
③過不足(①-②)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		近年では利用実績はほぼ無くなっているのに対し、量の見込みは高くでています。現在の提供会員数でもニーズに応えることは可能と考えられますが、引き続き提供会員の確保・増加を図ります。				

## (8)一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定こども園等での一時的な預かりを行います。

### ①幼稚園型(在園児が対象)

認定こども園等で、教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育を実施する事業です(従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業)。1号認定による利用と2号認定による利用を分けて量の見込みを算出することになっていますが、鴨川市では、令和2年度から全ての幼稚園は認定こども園に移行するため、2号認定に該当する量の見込みはありません。

(単位:人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定(延べ利用者数)	553	508	523	492	494
	2号認定【定期的な利用】	本市では幼稚園は認定こども園に移行するためこのニーズは該当なし				
②確保方策		553	508	523	492	494
③過不足(①-②)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		認定こども園での在園児を対象とした一時預かりは、現在の体制で見込み量に対応できると考えられ、引き続き現状の体制の維持に努めます。				

### ②一般型(在宅の子どもが対象)

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児に対して、主として昼間において、認定こども園等で一時的な預かり保育を行います。

### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ利用者数)		4,159	3,984	3,919	3,755	3,717
②確保方策		4,159	3,984	3,919	3,755	3,717
③過不足(①-②)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		認定こども園等での一時預かりは、現在の体制で見込み量に対応できると考えられ、引き続き現状の体制の維持に努めます。				



### (9)延長保育事業

認定こども園を利用している就学前児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、認定こども園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み(延べ利用者数)	56	54	53	51	50
②確保方策	56	54	53	51	50
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	全ての認定こども園で延長保育を実施しています。現在の体制で見込み量に対応できると考えられますが、保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟な受け入れに努めます。				

### (10)病児保育事業

子どもが急な発熱等の病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み(延べ利用者数)	928	889	875	838	830
②確保方策	928	889	875	838	830
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	この事業は、市内の病院に付設された専用施設で実施されています。実際の利用状況よりも、ニーズ量はかなり高くでありますが、現状の体制でも受け入れ可能と考えられ、現状の体制維持に努めます。				

### (11)放課後児童健全育成事業(学童保育)

親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み (利用者数)	1年生	81	87	73	83	68
	2年生	67	64	67	57	64
	3年生	68	56	53	56	48
	4年生	35	38	31	29	31
	5年生	20	18	20	16	15
	6年生	7	6	6	7	5
	計	278	269	250	248	231
②確保方策		278	269	250	248	231
③過不足(①-②)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在市内7か所で実施しています。利用実績に比べ、ニーズ量は高めにでていますが、現状の体制でも対応可能と考えられ、確保方策の人数は現状維持に努めます。また、事業の運営については保護者等の要望を踏まえ、より望ましい運営体制になるよう各種調整等に努めます。				

#### **(12)実費徴収に係る補足給付**

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の助成を行う事業です。

市では現在当事業を実施しており、今後も継続して実施していきます。

#### **(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

教育・保育事業を提供する民間事業者の参入促進、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市では、この事業は未実施ですが、今後の必要に応じて実施を検討します。

# 第6章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

### (1)家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

### (2)認定こども園、学校

認定こども園、学校は、子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて子どもの生きる力を育む教育の推進に努めることが期待されます。

### (3)地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。

このため、子育て支援に関わる各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域の中で見守ることが期待されます。

### (4)企業等

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

### (5)行政

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取り組みが進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図ります。

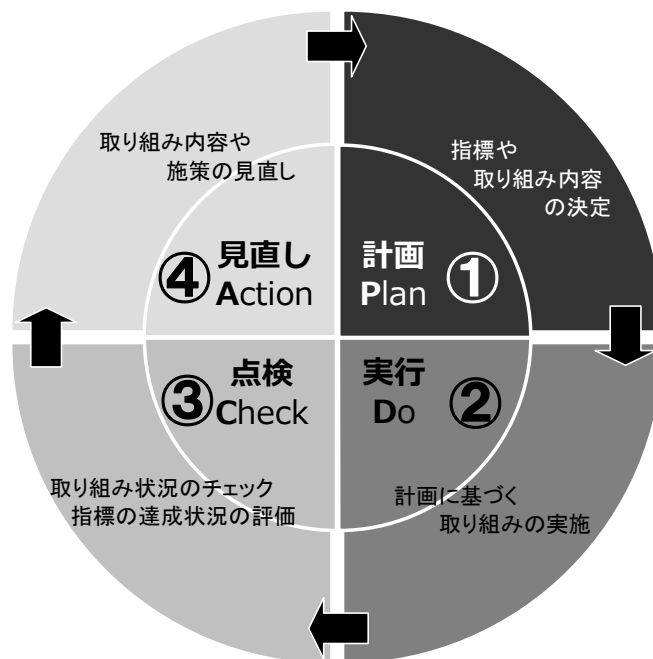
## 2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、その結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。

### 【PDCAサイクルについて】

- ①令和6年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定める(Plan)
  - ②上記①の方策等を実施する(Do)
  - ③定期的に上記①の見込み等の進捗状況について評価する(Check)
  - ④上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う(Act)
- \*見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。



# 資料編

## 1 策定の経過

年月日	内容
平成31年4月8日 ～平成31年4月26日	アンケート調査
令和元年7月25日	令和元年度第1回鴨川市子ども・子育て会議
令和元年8月29日	令和元年度第2回鴨川市子ども・子育て会議
令和元年10月23日	令和元年度第3回鴨川市子ども・子育て会議
令和元年11月29日	令和元年度第4回鴨川市子ども・子育て会議
令和2年1月21日 ～令和2年2月19日	パブリックコメント
令和2年2月27日	令和元年度第5回鴨川市子ども・子育て会議

## 2 鴨川市附属機関設置条例（子ども・子育て会議設置に係る部分のみ抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第 3 項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

※附則 2～14 は略

別表(第 2 条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。	会長 1 人、副会長 1 人及びこれら以外の委員	10 人以内	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 関係機関及び団体を代表する者 (4) 識見を有する者	2 年

※別表は本会議に係る部分のみ抜粋



### 3 鴨川市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	選出区分	
1	福田 洋香	子どもの保護者	認定こども園保護者
2	今井 みゆき		P T A
3	立野 慶子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	主任児童委員
4	浅野 和子		学童保育指導員
5	佐藤 康子		認定こども園園長
6	伊東 智子		幼稚園教頭
7	田村 美和		簡易マザーズホーム(障害児及び在宅支援)
8	山口 恵子		保健師(母子保健)
9	洲永 康弘	その他の関係機関及び団体を代表する者	校長会会長
10	鈴木 美貴子	識見を有する者	一般公募委員

## 第2期 鴨川市子ども・子育て支援事業計画

発行：鴨川市健康福祉部子ども支援課

住所：〒296-0033 千葉県鴨川市八色 887-1

TEL：04-7093-7113

ホームページ：<http://www.city.kamogawa.lg.jp/>